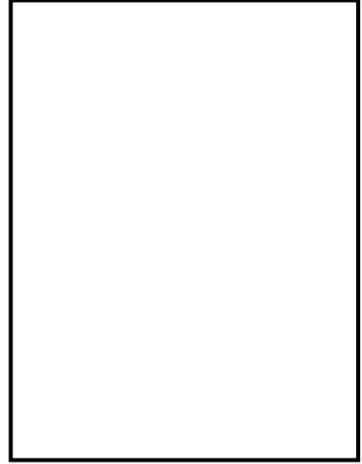


第3次茨木市環境基本計画 (素案)

令和6(2024)年10月11日版

茨木市

ごあいさつ



令和7(2025)年3月
茨木市長 福岡 洋一

目 次

第1章 茨木市環境基本計画について	1
1.1 計画策定・改定の趣旨	1
<コラム①> ウェルビーイングってなに？ 環境との関係は？	4
<コラム②> ネイチャーポジティブ実現に向けた、自然と共生する豊かな社会へ	5
1.2 計画の位置づけ	6
1.3 対象範囲	7
1.4 対象地域	8
1.5 計画期間	8
1.6 各主体の役割	8
第2章 第2次茨木市環境基本計画の達成状況	9
2.1 第2次茨木市環境基本計画がめざしたもの	9
2.2 環境指標から見た第2次茨木市環境基本計画	9
2.2.1 基本施策1 生活環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	10
2.2.2 基本施策2 自然環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	12
2.2.3 基本施策3 低炭素（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	15
2.2.4 基本施策4 資源の循環（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	18
第3章 環境に関連する動向	20
3.1 環境に関連する社会情勢	20
（1）人口減少・少子高齢社会の到来	20
（2）気候変動の深刻化	20
（3）東日本大震災を踏まえた環境政策の見直し	21
（4）2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現	21
（5）循環共生型社会の構築	22
<コラム③> 循環経済（サーキュラーエコノミー）って？	23
（6）生物多様性の危機と都市における「水とみどり」の役割の多様化	23
（7）環境問題解決に向けた市民や事業者の役割の変化	23
（8）自然を活用した社会課題の解決（NbS）	23
（9）地域資源を活用した自立・分散型社会の実現	24
<コラム④> 生物多様性って？	24
（10）SDGs の概念	25
（11）世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する主な動向	26
3.2 茨木市の概要	29
（1）地勢	29
（2）茨木市の魅力	29
（3）将来人口	30
（4）気象	30
（5）産業構造	31
（6）土地利用	32

3.3 市民意識.....	34
(1) 環境に関する満足度	34
(2) 体験学習の効果	35
(3) 生物多様性についての認知度	37
(4) 茨木市民の考える暮らしたいまち、幸せを感じること	38
3.4 第3次茨木市環境基本計画策定にあたっての基本的な考え方	39
(1) 市の特性・現状を踏まえた、長期的な視点	39
(2) 現計画の取組状況と課題を踏まえた対応	39
(3) 環境を取り巻く社会情勢を反映	39
(4) 市民参加による環境の共創	39
第4章 第3次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標).....	40
4.1 環境像と基本施策	40
(1) 4つの基本施策の考え方	41
(2) 計画の体系	47
<コラム⑤>太陽光発電設備の導入、再エネ電力の購入による脱炭素	48
第5章 環境像の実現に向けた取組	49
5.1 基本施策(1) 脱炭素.....	50
取組方針(1-1) 脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発	50
取組方針(1-2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	52
取組方針(1-3) 気候変動による影響への適応策の推進	54
5.2 基本施策(2) 自然環境.....	56
取組方針(2-1) 自然資源の利用の推進	56
取組方針(2-2) 生物多様性の保全	58
取組方針(3-1) ごみの減量化の推進	60
取組方針(3-2) ごみの再資源化の推進	62
取組方針(3-3) ごみの適正処理の推進	63
5.4 基本施策(4) 生活環境.....	65
取組方針(4-1) 健康に過ごすことができる生活環境の保全	65
取組方針(4-2) 化学物質等による環境リスクの低減	67
取組方針(4-3) 快適環境の保全	68
5.5 環境指標(案)一覧.....	69
第6章 計画の着実な推進	73
6.1 計画推進の仕組み.....	73
6.2 計画の進行管理.....	74
資料編	75

第1章 茨木市環境基本計画について

1.1 計画策定・改定の趣旨

近年、地球温暖化が進行し、地球環境にも多大な影響を及ぼしており、国際社会において大きな問題となっています。令和6(2024)年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」においては、冒頭文に「本計画は強い「危機感」に基づいている。」とあり、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面し、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあると問題提起しています。そして、環境・経済・社会すべてにおいて、2030年までの10年間で



「勝負の10年」とし、この間における選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いという点に言及しています。そこで、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明の実現、持続可能な社会としての「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)をめざし、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生」の向上」を最上位の目的とする、としています。

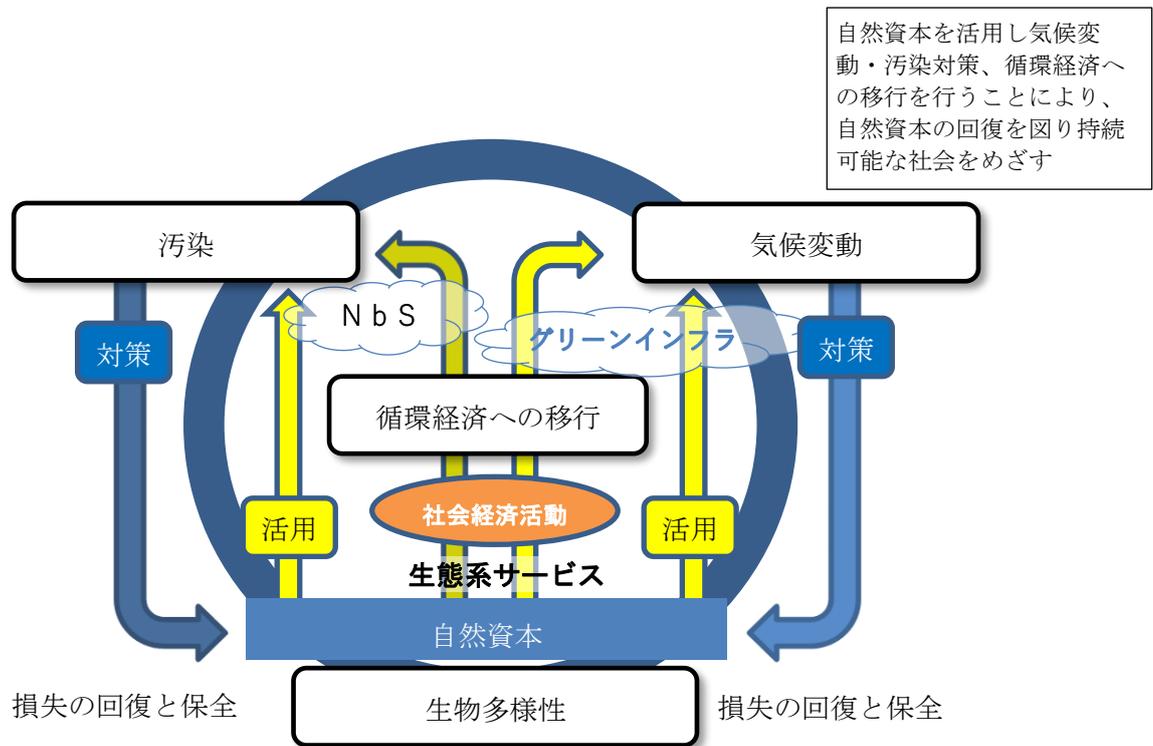


令和5(2023)年3月には、「生物多様性国家戦略2023-2030~ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」が閣議決定され、生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に

取り組む必要があるとし、2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現、ひいては、2050年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げています。また、令和6(2024)年8月には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環経済への移行を進め、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会を形成することで持続可能な社会を実現し、我々の社会活動の土台とな

る自然資本への負荷を削減し、気候変動、生物多様性損失、汚染等の環境問題の同時解決につながるとしています。

いずれの取組も、視点は異なりますが、相互に関連していることを認識し、相乗効果を生み出しながら「ウェルビーイング／高い生活の質」実現をめざすことが極めて重要であると考えられます。



本市では、平成15(2003)年3月に環境の保全及び創造についての基本理念と環境施策の基本的な事項を定めた「茨木市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成16(2004)年3月に「第1次茨木市環境基本計画」を、平成27(2015)年3月に「第2次茨木市環境基本計画」を策定しました。図らずも、本市環境基本条例において、「安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利」であると宣言したことが、今最上位の目的とされているウェルビーイングにつながっていると考えます。また同時に、「かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である」と同条例で明示したことが、勝負の10年とされる今、ここからの本市の取組において一層その重要性が実感されるところです。

本市都市計画マスタープランにおいては、都市づくり戦略の一つに、「やま」と「まち」の暮らしのイメージを設定し、それぞれの魅力や強みを生かした都市づくりを進め、

「つなぐ」ことで都市全体への波及効果・相乗効果を生み出し、水とみどりの活用、ネットワーク化を図るとしています。また、自然環境が有する機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、自然災害への対応等）を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する新たな考え方（ネイチャー・ベースド・ソリューション）が、国内でも導入されつつあることも取り上げています。

環境問題は市民生活のあらゆる分野に関わっています。本市におきましても、今後は、社会情勢の変化、本市を取り巻く環境の変化や都市づくり戦略を踏まえ、環境に関する諸施策の関連性を認識し、同時解決を図ることを念頭に取り組むことがより重要となります。

今般、これらの考え方に沿って、環境政策を起点とし、「市民が考えるまちの姿」を全市一丸となって市民と共に創り上げる「共創の都市づくり」により、本市環境基本条例に謳う「人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」を創造し持続させることで、本市に関わる全ての人一人ひとりのウェルビーイングを実現することをめざして、第3次茨木市環境基本計画を策定しました。

<茨木市環境基本条例>

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

<コラム①>ウェルビーイングってなに？ 環境との関係は？

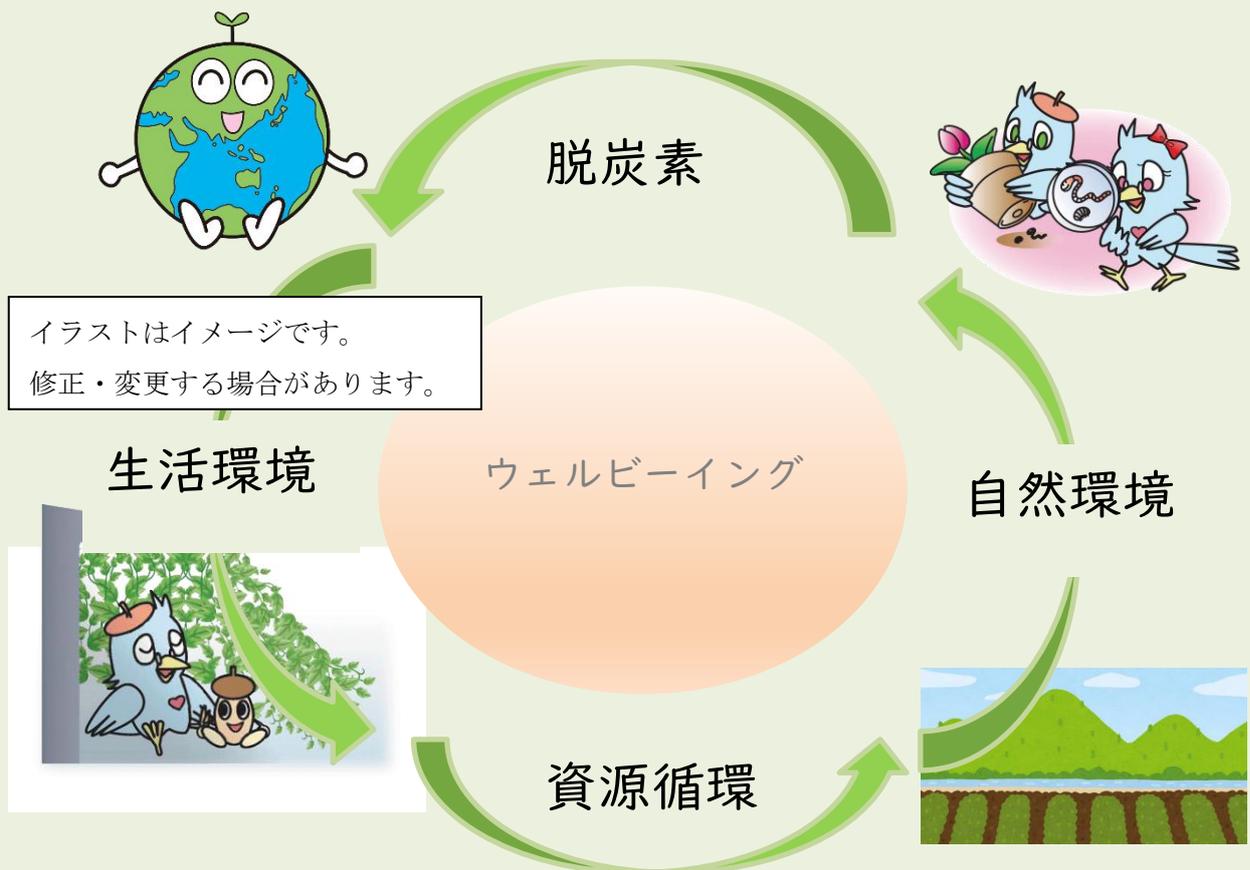
ウェルビーイング（Well-being）は、well（よい）とbeing（状態）からなる言葉です。世界保健機関（WHO）では、ウェルビーイングのことを「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介しています。

従来、なじみのある統計のひとつとして、経済の指標であるGDP（Gross Domestic Product/国内総生産）があり、これまで景気判断や経済成長率等経済的な豊かさを測る指標として、国の政策等に広く活用されてきました。ですが昨今、物質的、経済的な豊かさだけでなく、心身の豊かさ、心の幸福度が注目されてくる中で、新たな「ウェルビーイング」という考え方が注目されています。

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の環境基本計画においても、環境基本法第1条※の趣旨を踏まえ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が上位目標として示されたことは、先に触れました。

国の環境基本計画においては、「ウェルビーイング／高い生活の質」は、市場的価値（所得、GDP等）と非市場的価値（国民の自己肯定感などの主観的幸福感）によって構成され、相乗的効果も図りながら双方を引き上げていく、とされています。

こうしたウェルビーイングに寄与する環境施策を展開していくことが、今求められています。



※環境基本法

（目的）第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

<コラム②>ネイチャーポジティブ実現に向けた、自然と共生する豊かな社会へ

ネイチャーポジティブ（自然再興）は、「2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる」という国際目標で、その先の2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための緊急目標です。

“ネイチャーポジティブ”と“自然と共生する世界”は、令和4(2022)年に開催されたCOP15で設定された新たな国際目標です。国内目標としても「生物多様性国家戦略2023-2030(令和5(2023)年)」で設定されています。

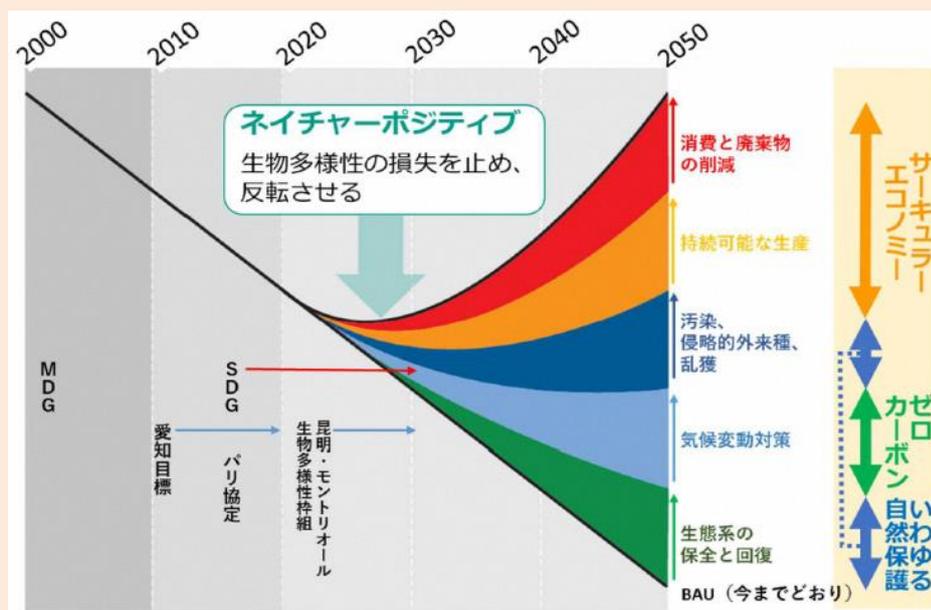
今の地球は、過去1,000万年間の平均と比べて10~100倍の速度で生物が絶滅しているネガティブ（マイナス）の状況にあります。この状況から社会、技術、経済などすべての分野で改善を促すことで自然（ネイチャー）が豊かなポジティブ（プラス）な状況に反転させようというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

「地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)」では、生物多様性の損失を減らし、回復させる行動は、以下の5つに区分されています。

- 1 消費と廃棄物の削減
- 2 持続可能な生産
- 3 汚染、侵略的外来種、乱獲の防止
- 4 気候変動対策
- 5 生態系の保全と回復

今すぐ一人ひとりが5つの区分で行動を起こせば下図のように2050年には自然が豊かに回復しますが、各区分で行動しなければその分回復量が減少します。ネイチャーポジティブ（自然再興）は、生物多様性など自然環境にのみ取り組んでも実現できません。ごみを資源として捉えて消費や廃棄物を削減すること、気候変動対策に取り組むこと、様々な取り組みを持続可能なものとするため経済的な仕組みをつくることといった多面的な取り組みにより、はじめてネイチャーポジティブが実現します。

図 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典：地域規模生物多様性概況第5版(生物多様性条約事務局)



茨木市の取組としては…

- ・ごみの排出量削減
 - ・食品ロス削減
 - ・再生可能エネルギー設備の導入推進
 - ・環境負荷の低い電力の調達
 - ・環境資源調査
 - ・外来生物対策などがあげられます。
- (各施策ごとの取組についてはP50~68に掲載)

1.2 計画の位置づけ

本計画は、茨木市環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため策定します。本市の上位計画である第6次茨木市総合計画において掲げられた将来像6「環境」と整合を図りつつ、環境に関する将来像と施策*を示します。また、関連計画である茨木市一般廃棄物処理基本計画、茨木市地球温暖化対策実行計画や、国の環境基本計画等との整合も図ります。

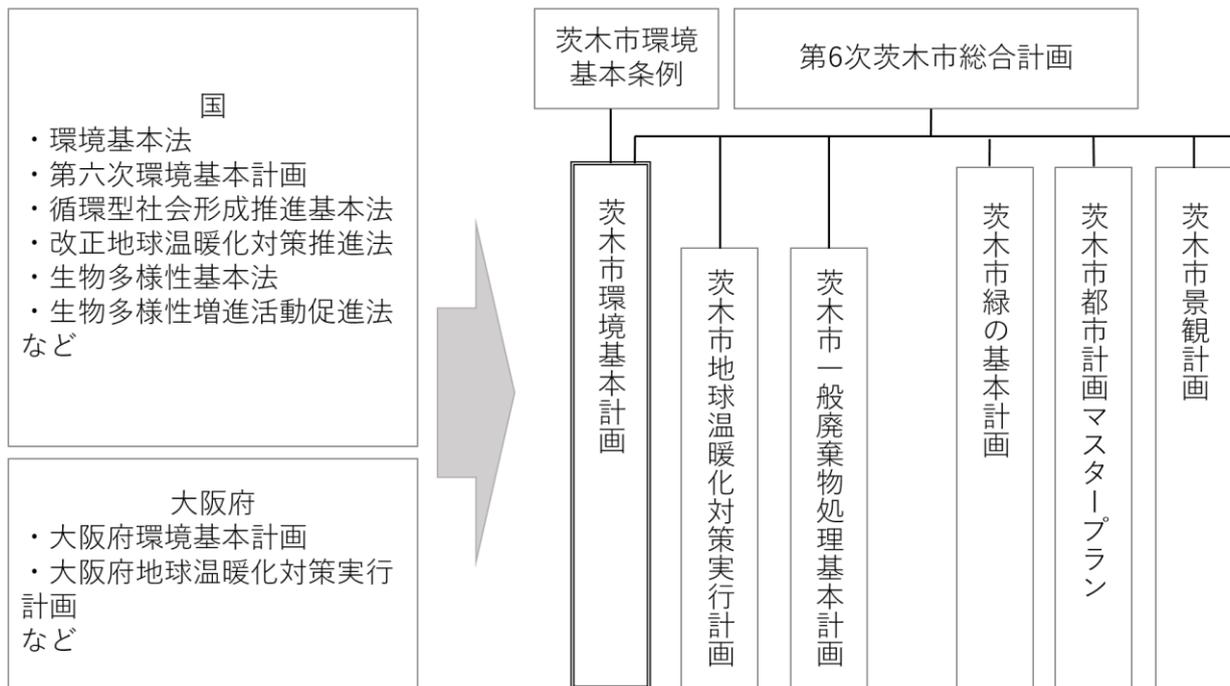


図 本計画の位置づけ

<茨木市環境基本条例 第3条 基本理念>

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

※ 施策とは・・・本書における施策とは、茨木市が良好な環境の保全や創造を実現するための方針です。一般的に、行政上の「施策」は「目標」を達成するための方針であり、施策を達成するための具体的な方法として「事業」が実施されます。

1.3 対象範囲

本計画の対象範囲、施策の基本方針として茨木市環境基本条例に定められた事項です。これらを本市の上位計画である第6次茨木市総合計画において掲げられた将来像6「環境」の施策6-1「脱炭素」、施策6-2「自然環境」、施策6-3「資源循環」、施策6-4「生活環境」に分類し、目標や施策を設定しました。

～茨木市環境基本条例 第7条では～

- (1)大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- (2)野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3)廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4)市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5)地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

表 施策分類ごとの対象範囲

施策分野	構成要素
脱炭素	エネルギーの効率的利用、省資源、省エネルギー、天然資源の消費抑制、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、地球環境など
自然環境	良好な都市景観、野生生物の生息、生息環境への配慮等、豊かな生態系、河川・森林等の自然環境、人と自然との豊かな触れ合いなど
資源循環	廃棄物の減量、資源の循環、省資源など
生活環境	大気、水、土壌等、人の健康、生活環境の保全、良好な都市景観など

1.4 対象地域

本計画の対象地域は、茨木市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題（例えば地球環境問題、公害、自然環境の被害等）については、周辺自治体や国、府との連携を図ります。

1.5 計画期間

目標年次は令和16(2034)年度とし、令和7(2025)年度からの10年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や科学技術の進展に伴う環境の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

1.6 各主体の役割

近年、環境問題は多様化・複雑化し、その多くは社会経済活動や生活様式に起因しており、市だけでの問題解決は益々困難になってきています。茨木市に関わるみんなが協力して環境を守り創る「共創」の考え方のもと、市、市民、事業者、NPOなど多様な主体が協働して問題解決にあたる必要があります。

(1) 市民の責任と役割

環境意識を高め、学び教え合い、個々の問題に参加・協力します。

(2) 事業者の責任と役割

環境に配慮した持続可能な経営に転換し、地域に貢献する活動が必要とされます。

(3) 市の責任と役割

関係部局が連携しながら率先して環境問題に取り組むほか、環境問題に取り組む市民や事業者への支援、インフラの整備、啓発活動を行います。

第2章 第2次茨木市環境基本計画の達成状況

第2次茨木市環境基本計画（平成27(2015)年3月策定）の達成状況を、基本施策別に本市の現状と課題として以下に示します。

なお、第2章では基本施策1～4の名称や並びを第2次茨木市環境基本計画に準じています。

2.1 第2次茨木市環境基本計画がめざしたもの

第2次茨木市環境基本計画では、「心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」を環境像の目標とし、その実現に向けて以下の4つの基本施策を掲げました。

- 基本施策1 いごごちの良い生活環境をたもつ
- 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる
- 基本施策3 ライフスタイルを見直して低炭素なまちをめざす
- 基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

2.2 環境指標から見た第2次茨木市環境基本計画

環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を検証するため、「環境指標」と「めざす指標の方向性」を設定しました。

めざす指標の方向性は、平成25(2013)年度実績を基準に、「高いまたは大きい数値」、「低いまたは小さい数値」になることで、めざすべきまちのすがたに近づくことを示します。

ここでは、令和5(2023)年度末の実績値と比較することで、めざすべきまちのすがたに近づいたかを確認します*。

- ※ 第2次茨木市環境基本計画の計画期間は令和6(2024)年3月までであり、ここでの確認は最終的な達成状況ではありません。
- ※ 以下、「基準年度」は「平成25(2013)年度」をいいます。

2.2.1 基本施策1 生活環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策1 生活環境「いごごちの良い生活環境をたもつ」について、生活環境に係る環境指標と最新の実績値（主に令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 生活環境の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況	
健康に過ごすことができる生活環境の保全	一般環境における騒音の環境基準達成率（%）	80.5%	91.7%	↗	↗	
	道路騒音の環境基準達成率（%）	一般国道171号	81.8%	91.2%	↗	↗
		大阪中央環状線	74.0%	73.9%	↗	↘
		茨木・摂津線	96.4%	99.6%	↗	↗
	公害苦情（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭）の解決率（%）	90.2%	71.4%	↗	↘	
	公共下水道の人口普及率（%）	99.2%	99.5%	↗	↗	
新たな環境課題への対応	事業所における化学物質排出量（t） <small>平成24(2012)年度 令和4(2022)年度</small>	84 t	46 t	↘	↘	
	環境保全協定の締結件数（件）	15件	16件	↗	↗	
快適環境の保全	路上喫煙率（%） <small>平成26(2014)年1月 (R4 0.144%)</small>	0.402%	—	↘	↘	
	市内一斉清掃参加者数（人） <small>（年末一斉清掃の参加者数）</small>	24,220人	20,590人	↘	↘	
	不法投棄処理件数（件）	490件	486件	↘	↘	
	飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数（件）	510件 <small>（犬224件、猫286件）</small>	287件 <small>（猫287件）</small>	↗	↗	

<環境指標から見た生活環境の現状・分析>

- 一般騒音における環境基準達成率は、令和5（2023）年度が91.7%で、基準年度より上昇しました。
- 道路騒音の環境基準達成率は、令和5（2023）年度に国道171号と茨木・摂津線で高水準を維持しており、大阪中央環状線では基準年度比でわずかに低下していますが、令和4（2022）年度からは上昇しました【図1】。

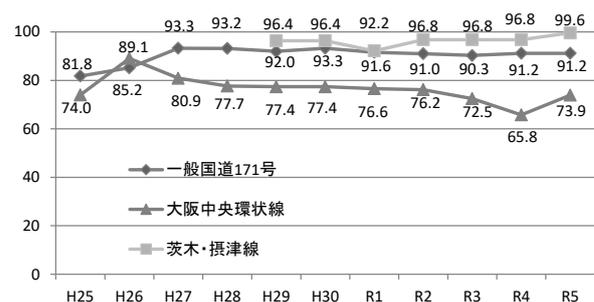


図1 道路騒音の環境基準達成率

- 公害苦情の解決率は、令和5(2023)年度が71.4%で基準年度より低下しました【図2】。なお、環境指標ではありませんが、大気、水(河川、地下水)については、環境基準を概ね達成し、健康被害や環境への大きな被害は発生していません【図3】。

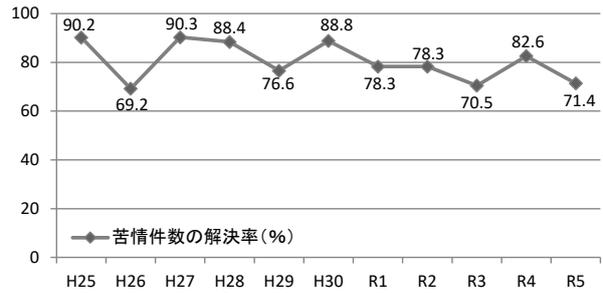


図2 公害苦情の解決率

- 下水道整備を積極的に実施し、令和5(2023)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.5%となっています。
- 事業所における化学物質排出量は、令和4(2022)年度が46tで、基準年度より低下しました。市は事業所に対して、特定化学物質の環境への排出量等の届け出の指導、化学物質の自主的な管理や削減を促進する助言を行っており、化学物質排出量は着実に減少しています。

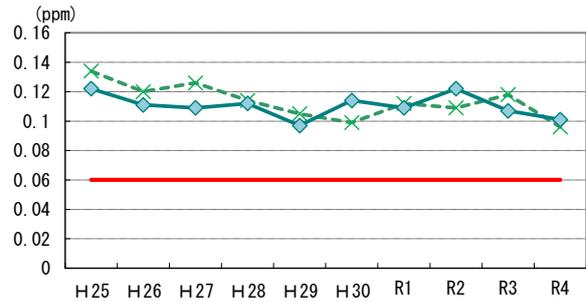


図3 光化学オキシダント
(昼間の1時間値の最高値)

- 遺伝子組換え施設との環境保全協定の締結件数は、令和5(2023)年度が16件で、基準年度より増加しました。遺伝子組換え施設をこれから設置しようとする事業者と協定の締結に向けて協議を行っているほか、件数は着実に増加しています。また、すでに協定を締結している事業に対しても指導や立入検査を行っています。
- 路上喫煙率は、禁止地区におけるマナー推進員の巡回・指導や啓発看板の設置等による積極的な啓発に努めた結果、下げ止まりの水準が続いており、最終の数値である令和4年度(2022)年度は0.144%で、基準年度より低くなりました。

- 市内一斉清掃参加者数は、令和5(2023)年度が20,590人で、基準年度から減少しました【図4】。コロナ禍による中止が影響していると考えられます。
- 警察と連携した不法投棄防止パトロールにより、不法投棄防止に努め、不法投棄処理件数は、令和5(2023)年度が486件で、基準年度の490件よりわずかに減少しています。

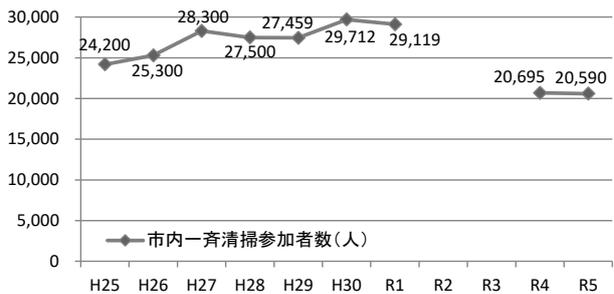


図4 市内一斉清掃参加者数

- 飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数は、令和5(2023)年度が287件で、基準年度の510件(犬224件、猫286件)より減少しました。減少要因は、平成27(2015)年6月に飼い犬に対する補助制度を廃止したためであり、猫に対する補助件数は基準年度より微増しています。

<生活環境の課題>

道路騒音については、国道171号と茨木・摂津線で高水準を維持していますが、大阪中央環状線が課題です。引き続き環境監視に努め、道路管理者に監視結果を伝え啓発を行う必要があります。

公害苦情の解決率向上が課題であり、発生源事業所に対して適切な改善指導を引き続き行う必要があります。

環境指標ではありませんが、光化学オキシダントの環境基準は、茨木市単独では達成が困難な可能性があります。対策・対応については、国や大阪府による広域的な政策の実施や、これらの広域的な政策と連携しつつ事業活動に伴い発生するばい煙、自動車排出ガスの削減を推進する必要があります。

快適環境の保全については、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内一斉清掃参加者数の減少が見られ、その他の各種取組においても、市民に一層関心を持ってもらう必要があります。

2.2.2 基本施策2 自然環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策2 自然環境「バランスのとれた自然環境をつくる」について、自然環境に係る環境指標と最新の実績値（令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 自然環境の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
都市とみどりの共存	市街地の公園・緑地面積 (ha)	119.58ha	157.71ha	➡	➡
	身近な緑を育む事業参加者数(花と緑の街角づくり事業参加者数) (人)	1,918人	1,804人	➡	➡
自然資源の利用の推進	エコ農産物栽培面積 (ha)	11.7ha	15.5ha	➡	➡
	ふれあい農園区画数 (区画)	227区画	168区画	➡	➡
	森林サポーター養成講座参加者数 (人)	13人	22人	➡	➡
生物多様性の保全	生きものや自然に関する学習機会の提供回数、参加者数 (回数、人)	14回 375人	18回 1,056人	➡	➡

<環境指標から見た自然環境の現状・分析>

- 市街地の公園・緑地面積は、市街地での公園整備が進み、令和5（2023）年度は157.71haと基準年度より増加しました。
- 身近な緑を育む事業参加者数は、令和5（2023）年度が1,804人で、参加者の高齢化により基準年度よりわずかに減少しました【図5】。

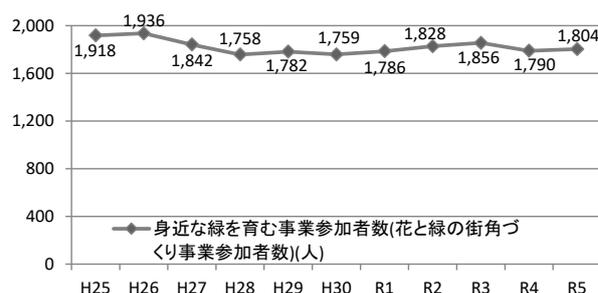


図5 身近な緑を育む事業参加者数

- ・生産者の環境保全への意識向上等により、エコ農産物栽培面積が基準年度より増加しました。
- ・ふれあい農園区画数は、令和5(2023)年度は168区画で申し込みがありました【図6】。
- ・森林サポーター養成講座では、令和5(2023)年度は22人の参加があり、基準年度より増加しました。多発する自然災害等から森林管理の必要性が高まっており、森林の保全管理に関わりたいと考える人が増えていると考えられます。
- ・生きものや自然に関する学習会の提供回数、参加者数は、令和5(2022)年度が18回、1,056人で基準年度から増加しました。ただし、平成30(2018)年度以降は、小学校において環境教育の時間の確保が難しい状況があり実施校が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しています【図7】。

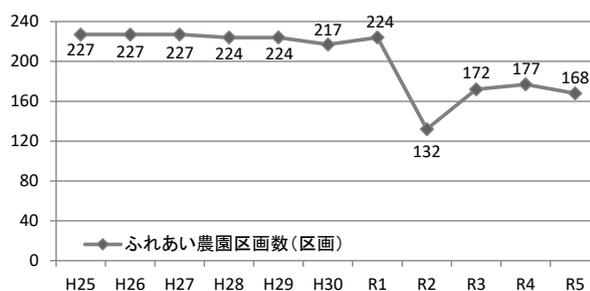


図6 ふれあい農園区画数

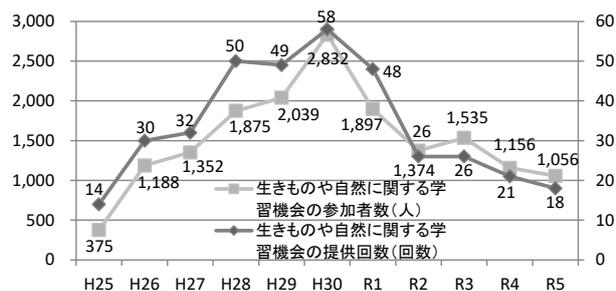


図7 生きものや自然に関する学習会の提供回数、参加者数

< 自然環境の課題 >

自然環境の変化に対応した持続可能な里山づくりに向け、引き続き森林サポーター養成講座を開講し、森林保全ボランティア活動を推進する必要があります。その中で環境保全に関する知識を身につけられるような新たな講座内容を検討・実施していく必要があります。

また、引き続きエコ農産物栽培の推進など、地産地消を通じた、安全・安心な農産物の供給を促進するため、環境に配慮した農業を推進する必要があります。

生きものや自然に関する学習会の参加者数は近年減少がみられ、市民の生物多様性に対する関心や理解を高めるため、各種講座等の事業を一過性のものにししない様々な工夫をし、学習の機会を提供することが課題です。また、身近に緑を感じられる環境や機会を創出する必要があります。

＜いばらきの自然＞

本市の竜王山周辺・安威川上流部は、国が500か所選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されています。また、大阪府レッドリスト2014において、大阪の生物多様性ホットスポット55か所のうちAランクの16か所のうちの1か所に選定されています。

市内には、環境省のレッドリスト等に掲載されている希少な種も多く確認されています。



竜王山展望台

＜環境資源調査＞

平成27(2015)・28(2016)年度に市内の生物の生息状況を把握するため、茨木市環境資源調査を行いました。調査の結果、現地調査と既存資料調査で、哺乳類20種、鳥類126種、爬虫類13種、両生類16種、魚類42種、昆虫類約1500種、底生動物約185種、植物約1190種が確認されました。この調査では、市内では、山間部を中心に希少な生きものが多く生育生息し、大都市近郊でありながら、非常に豊かな自然が残されていることが明らかになりました。

また、平成30(2018)年度からは、追跡調査として、市民団体の協力のもと茨木市環境資源補完調査を実施しています。

生物多様性の保全活動の担い手を養成するため、生きもの調査員養成連続講座を実施し、受講されたかたに調査活動に参加していただいています。

令和5(2023)年度までに市内12か所で48回の調査を行い、調査対象種83種のうち40種を確認しました。

※環境資源調査において市内で確認された希少な生きもの(例)



＜特定外来生物＞

本市においてもアライグマやウシガエルをはじめとした特定外来生物が生息しており、令和5(2023)年度までに動物11種、植物4種が確認されています。

令和5(2023)年度には、新たに市内で特定外来生物であるアルゼンチンアリが確認され、防除・モニタリングを行っています。また、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが府内複数の市町村で確認されており、令和6(2024)年度には隣接市をはじめ近隣市町に広がっています。

2.2.3 基本施策3 低炭素（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策3 低炭素「ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす」について、低炭素に係る環境指標と最新の実績値（令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 低炭素の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
省エネルギーの実践及び普及啓発	市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量（t）	6.28t	4.89 t 令和3(2021)年度	➡	➡
	環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数（人）	3,100人	5,200人	➡	➡
	プラットフォームへの参加者数（人）	38人 (エコプラットフォーム)	18人	➡	➡
再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	再生可能エネルギー導入件数（件）	763件	800件	➡	➡
	木質ペレット等の製造工場への間伐材の搬入量（t）	234 t	—	➡	—
	バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量（t）	50 t	— 平成30(2018)年度から搬入中止	➡	—
低炭素な暮らしや事業活動の推進	低炭素建築物の認定件数（件）	8件	11件	➡	➡
	・鉄道利用者数（人/日）	278,340人/日	280,945人/日 令和4(2022)年度	➡	➡
	・バス利用者数（人/日）	25,343人/日	20,051人/日 令和4(2022)年度	➡	➡

<環境指標から見た低炭素の現状・分析>

- 市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、令和3（2021）年度が4.89 t で、基準年度より減少しました。
- 環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数は、令和5（2023）年度が5,200名で、基準年度より増加しました。ただし、コロナ禍前と比較すると減少しています。コロナ禍における在宅時間の増加や、環境フェアの開催規模の縮小が原因と考えられます【図8】。

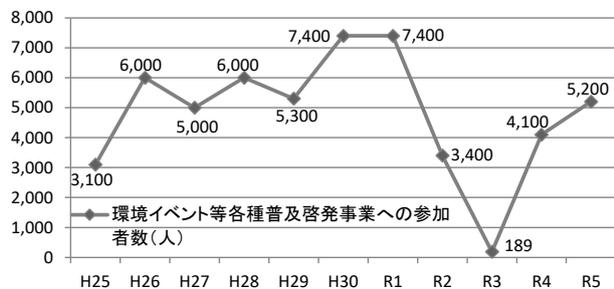


図8 環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数

- プラットフォームは、令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり開催ができない状況でしたが、令和5(2023)年度に再開しました。参加者数が基準年度より減少しているのは、開催方法を変更したことによるものです【図9】。

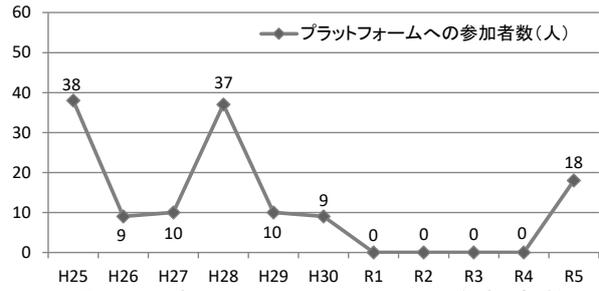


図9 プラットフォームへの参加者数

- 再生可能エネルギー導入件数については、令和元(2019)年度まで減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。ただし、再生可能エネルギーの導入件数は、年度によるばらつきが生じているため、導入件数だけでなく設備容量等も含めて、総合的に判断する必要があると考えます【図10】。

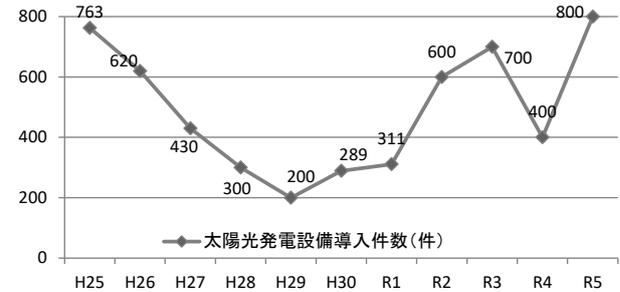


図10 太陽光発電設備導入件数

- 木質ペレット等の製造工場への間伐材の搬入量は、平成29(2017)年度以降、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。また、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量は、平成30(2018)年度からバイオエタノールプラントへの廃木材搬入をしていないため、把握できる数値がありません。なお、搬入されていた廃木材は、ごみ処理の燃料となる石炭コークスとともに燃焼の副資材として活用されています。

- 低炭素建築物の申請件数は、令和5(2023)年度が11件であり、基準年度から増加しました。

- 鉄道利用者数は、令和4(2022)年度が280,945人/日で、基準年度から増加しました【図11】。

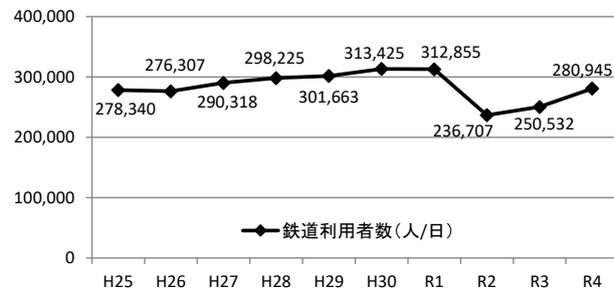


図11 鉄道利用者数

- 鉄道利用者は、増加傾向、バス利用者数【図12】は横ばいで推移していましたが、令和2(2020)年に鉄道、バスとも利用者数が減少し、その後、増加に転じており、新型コロナウイルス感染症による影響を受けていると考えられます。

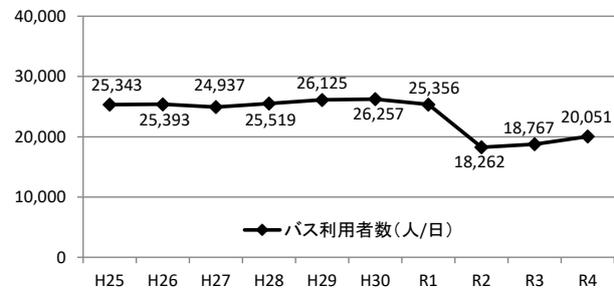


図12 バス利用者数

<低炭素の課題>

市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量は、コロナ禍以降の経過を観察しつつ、排出量の削減に努め、低炭素なまちをめざしていく必要があります。

環境イベントの参加者数は、コロナ禍では減少が続いていましたが、令和5(2023)年度においては、開催内容等を充実させることで、参加者数が増加し、市民への環境啓発が進められています。一方プラットフォームは、コロナ禍以降、令和5(2023)年度に再開したところであり、参加者増へ向けた内容の工夫などが課題です。

再生可能エネルギー導入件数は、コロナ禍における部品不足などが要因で減少する期間もありましたが、令和5(2023)年度は増加しています。ただし、今後も世界情勢や円安などによる導入費用の高騰など不確実性を注視しながら、対策を検討する必要があります。温室効果ガスのさらなる抑制に向けて、補助制度や普及啓発により市民や事業者への太陽光発電システム等の設置促進を検討する必要があります。

木質ペレット等の製造工場への間伐材の搬入量、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量は、把握できる数値がありません。よって、次期計画においては、環境指標を見直す必要があります。

鉄道利用者数は基準年度比増ですが、バス利用者数は基準年度比減が課題です。法律に基づく外出自粛は令和5(2023)年5月以降求められなくなったため、利用者数の回復状況を注視しつつ、引き続き低炭素な暮らしのための鉄道・バス利用の啓発に努める必要があります。

2.2.4 基本施策4 資源の循環（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策4 資源の循環「きちんと分別で資源の循環をすすめる」に向けた取組の結果、資源の循環に係る環境指標と最新の実績値（令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 資源の循環の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
減量化の推進	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（g）	471.5g 平成26(2014)年度	406.2g	➡	➡
	事業系ごみ年間排出量（t）	50,487t 平成26(2014)年度	45,003t	➡	➡
再資源化の推進	資源物回収量（t）	13,790t 平成26(2014)年度	10,427t	➡	➡
	集団回収量（t）	10,235t 平成26(2014)年度	5,819t	➡	➡
適正処理の推進	市民1人あたりの収集経費（円）	5,241円	5,426円 令和4(2022)年度	➡	➡
	市民1人あたりの処分経費（円）	6,755円	8,689円 令和4(2022)年度	➡	➡

※ 基準年度を「平成26（2014）年度」とした項目は、関連する計画「茨木市一般廃棄物処理基本計画」における指標の基準年度に則った。

<環境指標から見た資源の循環の現状・分析>

- 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、令和5（2023）年度が406.2gで基準年度の471.5gから13.8%減少しています。しかし、茨木市一般廃棄物処理基本計画における令和5（2023）年度目標値396.8gを9.4g上回っています。令和2（2020）年度からはコロナ禍での外出自粛等の影響により増加していますが、令和3（2021）年度から再び減少しています【図13】。
- 事業系ごみ年間排出量は、令和5（2023）年度が45,003tで基準年度の50,487tから10.9%減少しています。しかし、茨木市一般廃棄物処理基本計画における令和5（2023）年度目標値の44,631tを約372t上回っています。令和2（2020）年度はコロナ禍に伴う外出自粛や飲食店への休業要請等により、事業系ごみ排出量は大幅に減少しましたが、令和3（2021）年度からはコロナ禍からの

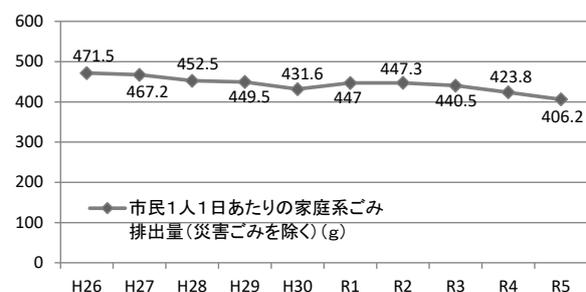


図13 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

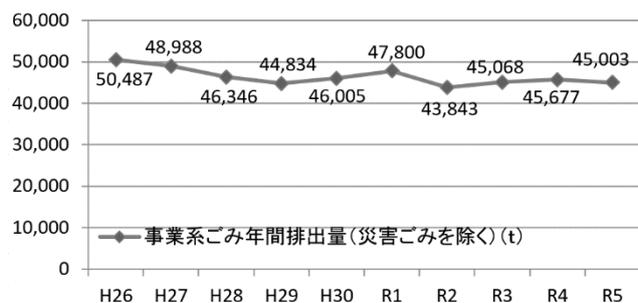


図14 事業系ごみ年間排出量

景気回復により増加に転じ、令和5(2023)年度に再び減少しています【図14】。

- 資源物回収量は、おおむね減少傾向にあります。減少要因は、書籍の電子化や新聞の発行部数の減少、紙の軽量化により新聞・雑誌が減少しているためです【図15】 【図16】。

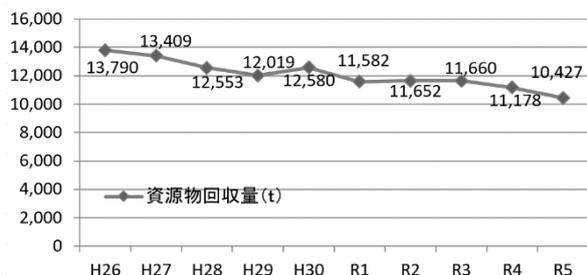


図15 資源物回収量

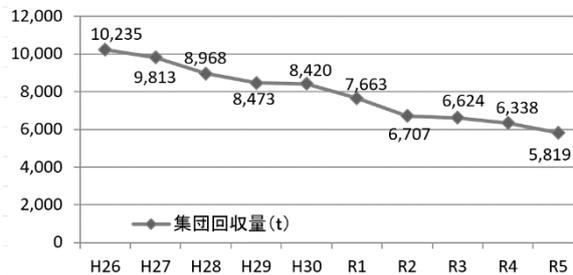


図16 集団回収量

- 市民1人あたりの収集経費は、令和4(2022)年度が5,426円で、横ばいが続いています【図17】。
- 市民1人あたりの処分経費は、令和4(2022)年度が8,689円で、基準年度の6,755円から増加しています。主な増加要因は、光熱水費の増加によるものです【図18】。

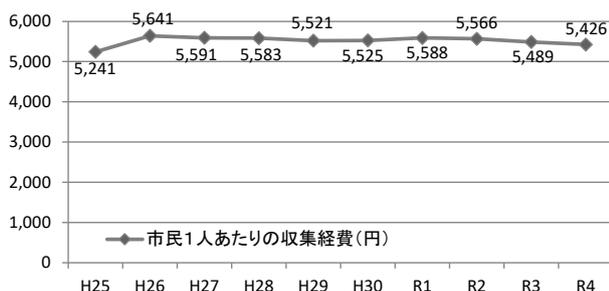


図17 市民1人あたりの収集経費

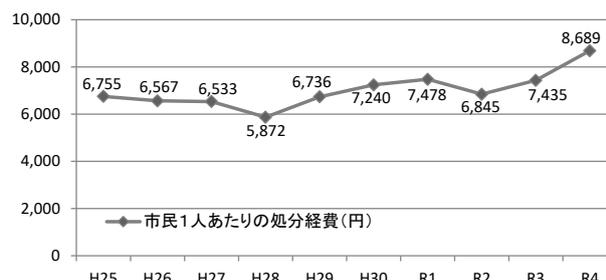


図18 市民1人あたりの処分経費

<資源の循環の課題>

ごみの減量が進んでいますが、一般廃棄物処理基本計画での目標（基準：平成26(2014)年度、目標：令和7(2025)年度）達成に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化が求められています。

家庭系ごみについて、食品ロス削減やプラスチックごみ削減等への取組を進めるとともに、令和7(2025)年度の次期一般廃棄物処理基本計画の策定に向け、新たな分別や再資源化の手法について検討する必要があります。

事業系ごみについて、適正な処理や再資源化促進の指導、啓発に引き続き取り組み、ごみの減量と再資源化を推進する必要があります。

市民1人あたりの収集経費及び処分経費の抑制が課題です。

ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、施設の整備（長寿命化を含む。）、広域処理を令和2(2020)年に計画しました。そして、令和5(2023)年4月から茨木市環境衛生センターで摂津市の廃棄物も処理しています。ごみ処理施設の集約により、効率的な運用・処理が実現しました。令和5(2023)年度以降は、市民1人あたりの処分経費が減少することが期待されます。

第3章 環境に関連する動向

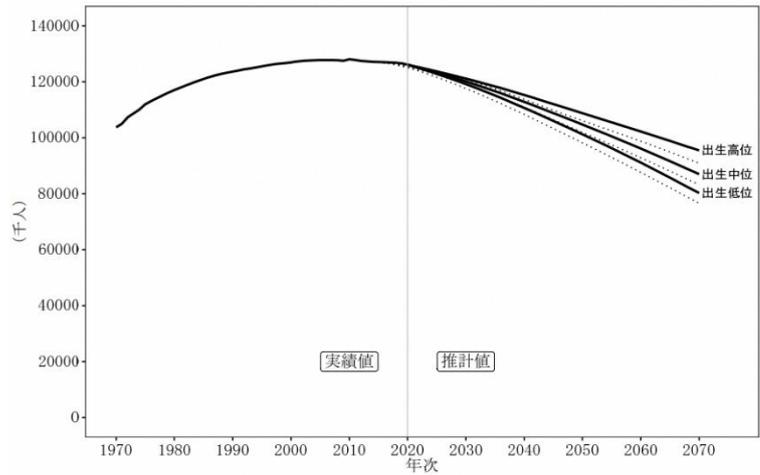
3.1 環境に関連する社会情勢

第3次茨木市環境基本計画の背景となる環境に関する社会情勢には主に以下があげられます。

(1) 人口減少・少子高齢社会の到来

日本の人口は、平成20(2008)年の約1億2,740万人がピークで、その後減少基調に転じました。日本の将来推計人口(令和5(2023)年の出生中位・死亡中位)は、令和27(2045)年の1億880万人を経て、令和38(2056)年には9,965万人となり、令和52(2070)年には8,700万人になるものと推計されます(国立社会保障・人口問題研究所)。

人口減少により、人の行為により保たれていた環境の変化や、環境保全の担い手不足が予想されます。



実線は今回推計、破線は前回推計。

出典：「日本の将来推計人口(令和5年推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)

図 総人口の推移-出生中位・高位・低位(死亡中位)推計-

(2) 気候変動の深刻化

令和5(2023)年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前の平均と比較して1.45℃高くなり、世界で異常高温、気象災害が多発しました。また、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人間が生態系の一部であり、環境、生態系のバランスの乱れが巨大なリスクを伴うことが明らかになったとされています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、「今後数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化が進み、産業革命以前に比べて気温上昇が1.5℃及び2℃を超える。」とされました。

日本では、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標を踏まえ、令和3(2021)年に地球温暖化対策推進法が改正され、「令和32(2050)年カーボンニュートラル」の実現が法で定められ、国として脱炭素社会に向かうことが示されました。

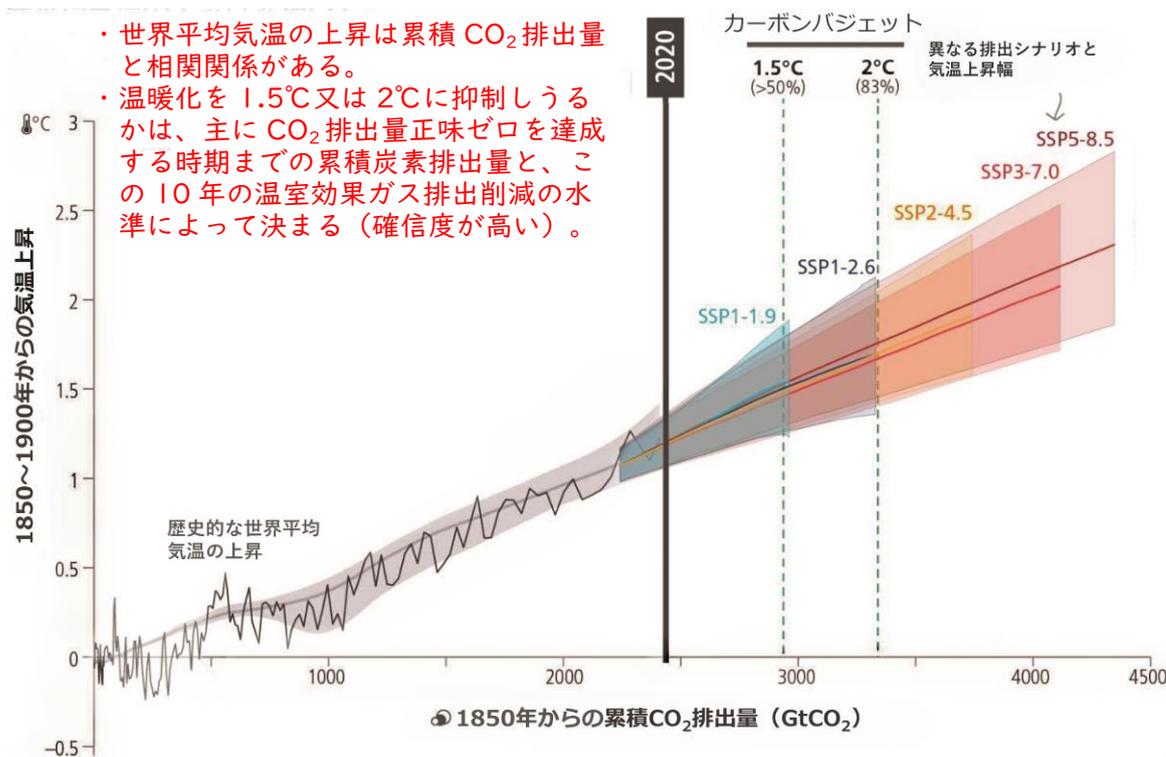


図 世界の累積CO₂排出量と 2050 年までの気温上昇

図の出典：IPCC 第 6 次評価報告書 統合報告書

(3) 東日本大震災を踏まえた環境政策の見直し

日本では東日本大震災以降、エネルギー供給は安全性を大前提として取り組まれています。第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 (2021) 年）では、令和 12 (2030) 年度の電源構成（エネルギーミックス）比率で再生可能エネルギーが 36%~38%に大きく引き上げられました。

(4) 2030 年におけた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

国連生物多様性サミットの枠組みを受け、日本では令和 5 (2023) 年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。この中には、令和 2 (2020) 年を基準として令和 12 (2030) 年までに生物多様性の損失を停止させ回復軌道に乗せ、令和 32 (2050) 年までに自然共生社会を実現することをめざす「ネイチャーポジティブ」という概念が登場しました。

「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、5つの基本戦略（1 生態系の健全性の回復、2 自然を活用した社会課題の解決、3 ネイチャーポジティブ経済の実現、4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）※が策定され、これらに沿って生物多様性保全施策に取り組むこととされています。

関連施策からビジョンまでを構造化	第1部 戦略		2050年ビジョン：自然と共生する社会			
	2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現					
	基本戦略	基本戦略 1	基本戦略 2	基本戦略 3	基本戦略 4	基本戦略 5
	状態目標	●生態系の健全性の回復	●自然を活用した社会課題の解決(NbS)	●ネイチャーポジティブ経済の実現	●生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	●生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
	行動目標	●生態系の規模と質の増加 ●種レベルでの絶滅リスク低減 ●遺伝的多様性の維持	●生態系サービス向上 ●気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和 ●鳥獣被害の緩和	●ESG投融資推進 ●事業活動による生物多様性への配慮 ●持続可能な農林水産業の拡大	●価値観形成 ●消費活動における配慮 ●保全活動への参加	●データ活用・様々な主体の連携促進 ●資金ギャップの改善 ●途上国の能力構築等の推進
関連施策	●30by30 ●自然再生 ●汚染、外来種対策 ●希少種保全 等					
	第2部 行動計画		5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載			

出典：「昆明・モンテリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標—」（環境省）

（5）循環共生型社会の構築

日本では、平成19(2001)年に制定された法律「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R^{※1}により廃棄物の発生を抑制し、資源を循環させることで、環境への負荷を最小限に抑えた社会をめざしてきました。また、令和元(2019)年に制定された法律「プラスチック資源循環戦略」に基づき、3R+Renewable（リニューアブル）に変わり、プラスチックの使用は技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切替(Renewable)をめざしてきました。

※1 3R：リデュース（Reduce・発生抑制）、リユース（Reuse・再使用）、リサイクル（Recycle・再生利用）

「循環型社会」は、主に「資源を無駄なく使うこと」と「ゴミを減らすこと」に力を入れたものでした。しかし、今の地球では人類の活動が地球の環境収容力を超えた結果、気候変動や生物多様性の損失など、地球規模で大きな環境問題が起きています。これからは、資源を循環させるだけでなく、人間と自然と一緒に生きていける社会を作ることが大切です。このような社会を「循環共生型社会」と言い、自然と調和しながら発展していくことをめざします。

循環共生型社会に向け、今後は 1 資源の有限性・社会の持続可能性、2 環境保護といった観点に加え、3 経済的利点（コスト縮減、食品ロス低減、リサイクルやリユースを基盤とした新しいビジネスチャンス）、4 グローバルな課題（気候変動対策、海洋プラスチックごみ問題）の観点からも、一層の資源循環が必要とされます。

日本では「第5次循環型社会形成推進基本計画」が令和6(2024)年8月に閣議決定され、国として循環経済へ移行することが前面に打ち出されました。

<コラム③> 循環経済（サーキュラーエコノミー）って？

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食料需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすものです。

（出典：令和3年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）

（6）生物多様性の危機と都市における「水とみどり」の役割の多様化

生物多様性（遺伝子、種、生態系）の危機が続いており、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復する必要があります。

健全な生態系の確保には、「水とみどり」の役割が重要であり、都市部においてはこれまでのレクリエーションと健康、社会的文化的価値に加え、生物多様性の保護や、ヒートアイランドの緩和も求められます。

水とみどりを保全することで、生物の回廊ができ、生物多様性が一層回復することが見込めるほか、ヒートアイランド現象の緩和や大気や水質の改善など環境の改善も期待できます。

（7）環境問題解決に向けた市民や事業者の役割の変化

環境問題が多様化・複雑化する中、市だけでの問題解決は益々困難になってきています。市、市民、事業者が協力して環境を守り創る「共創」の考え方のもと、市、市民、事業者、NPOなど多様な主体が協働して問題解決にあたる必要があります。

市は、率先して環境問題に取り組むほか、環境問題に取り組む市民や事業者への支援、インフラの整備、啓発活動を行います。市民は、環境意識を高め、学び教え合い、個々の問題に参加・協力することが必要とされます。事業者や団体は、環境に配慮した持続可能な経営に転換し、地域に貢献する活動が必要とされます。

（8）自然を活用した社会課題の解決（N b S）

「N b S」とはNature-based Solutionsの略で、自然のプロセスや生態系を活用して、社会が直面するさまざまな課題（例えば、気候変動の影響、災害リスク、水資源の管理、生物多様性の保全など）に対処する手法のことを指します。

代表的な例として以下が挙げられます。

- ・森林の保全と再生は、森林が二酸化炭素を吸収することで気候変動の緩和に貢献します。
- ・都市部での屋上緑化や公園緑地の整備は、ヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化、住民の健康促進などに貢献します。
- ・自然のプロセスを利用した水管理：雨水の地面への浸透は、洪水の緩和（災害リスク低減）、ヒートアイランド現象の緩和、水質浄化に貢献します。

N b Sは自然の力を活用するため以下の利点が期待できます。

- ・地球に優しい（コンクリートや石油等資源の節約）。
- ・持続可能性に優れている。
- ・自然環境の保全と人間社会への利益（災害リスクの低減、健康の向上、レクリエーション機会の提供など）を両立できる。
- ・経済効率（コンクリートなどによるインフラ整備と比べて、コストが低く抑えられる可能性がある）。

ネイチャーポジティブ（自然再興）や循環共生型社会の実現に向けて、NbSの考え方に基づいた施策や取組みが必要とされます。

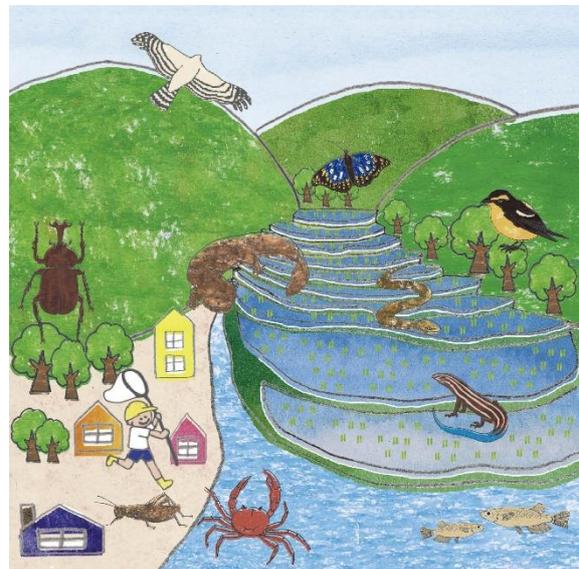
（9）地域資源を活用した自立・分散型社会の実現

国の第五次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の考え方が提唱されました。第6次環境基本計画においても、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵として、「地域循環共生圏」の創造をめざしています。地域循環共生圏は、地域の主体性を基本に地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現をめざすものであり、各地域において地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に向けて実装を進めることとしています。

<コラム④>生物多様性って？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべてが直接的に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

（文典拠：環境省HP「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」）



(10) SDGs の概念

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。2030年を期限とする世界共通の17の目標を設定して、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させ、人権が守られている世界を実現することをめざしています。

本書では17の国際目標のうち計画の項目と関連が強いものに表示しました。



下の図は、SDGsの17の目標を経済・社会・自然環境の3層に分類して総合的に整理したSDGsのウェディングケーキモデルです。「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境」に支えられて成り立つという考え方が下図では示されています。

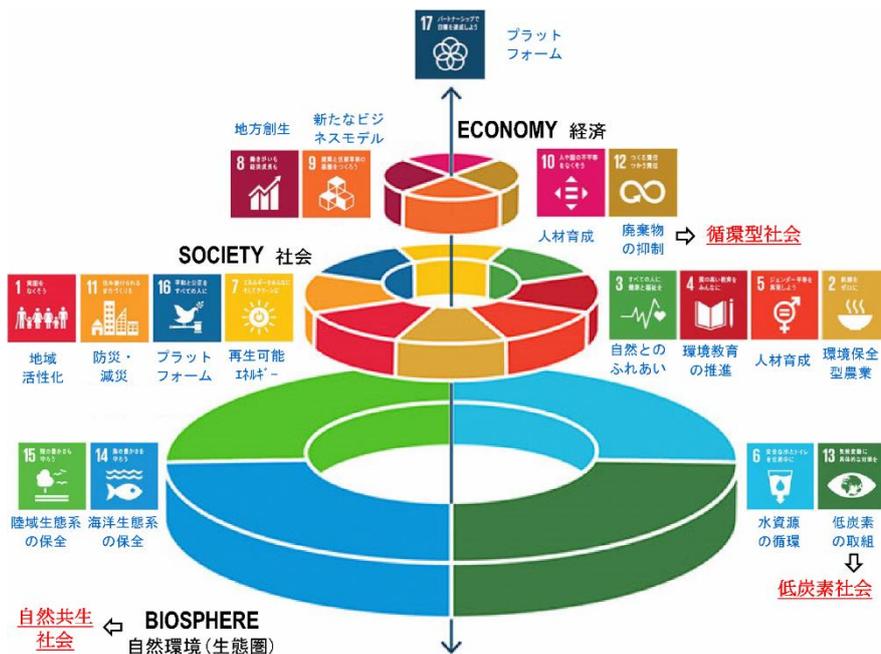


図 SDGsのウェディングケーキモデル

図の出典：森里川海からはじめる地域づくり地域循環共生圏構築の手引き(2019, 環境省)

(11) 世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する主な動向

第2次茨木市環境基本計画が策定された平成27(2015)年3月以降を中心に、変化があった国内外の条約、法、条例などを整理しました。

表 世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する動向

年	月	動向	
2015 (平成27)	3月	第5次茨木市総合計画 策定	茨木市
		第2次茨木市環境基本計画 策定	茨木市
		茨木市都市計画マスタープラン 策定	茨木市
	9月	持続可能な開発目標(SDGs)採択	国連等
	12月	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21) パリ協定:世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」を世界共通の長期目標とする。	国連等
2016 (平成28)	3月	茨木市緑の基本計画 改定	茨木市
		地球温暖化対策推進法 改正・閣議決定	国
	5月	地球温暖化対策計画 閣議決定	国
2017 (平成29)	3月	茨木市雨水基本構想 策定	茨木市
2018 (平成30)	3月	茨木市公共工事に係る環境配慮指針 策定	茨木市
	4月	第五次環境基本計画 閣議決定	国
	6月	気候変動適応法 公布	国
		第四次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定	国
	10月	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「1.5℃特別報告書」公表: 地球温暖化を1.5℃で止めるには、2030年までに世界全体のCO2排出量を2010年度比で訳45%削減し、2050年前後には正味ゼロにする必要がある。	国連等
11月	気候変動適応計画 策定	国	
2019 (令和元)	5月	プラスチック資源循環戦略 策定	国
	5月	食品ロス削減推進法 公布	国
	6月	G20大阪サミット :大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することをめざす。	国連等
	10月	茨木市グリーン調達方針 改正	茨木市
2020 (令和2)	1月	新型コロナウイルス感染症 国内で初確認	—
	3月	茨木市都市計画マスタープラン(中間見直し)	茨木市
		食料・農業・農村基本計画 閣議決定	国
	4月	茨木市森林整備計画 策定	茨木市
10月	2050年カーボンニュートラル宣言	国	

年	月	動向	
2021 (令和3)	3月	地球温暖化対策推進法 改正・閣議決定 :2020年秋に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づける	国
		地球温暖化対策計画 改定 閣議決定 :「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向け、計画を改定	国
		茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 改定	茨木市
		2030大阪府環境総合計画	大阪府
		大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定	大阪府
		「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画	大阪府
	6月	プラスチック資源循環法 公布	国
	10月	国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)	国連等
		気候変動適応計画(変更) 閣議決定 :防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充等	国
		第6次エネルギー基本計画 閣議決定 :発電に利用するエネルギー(再エネ・石油・LNG等)の構成比についての2030年に再エネ(太陽光、風力、バイオマス等)は約36~38%程度をめざす。	国
2022 (令和4)	2月	地球温暖化対策推進法 改正・閣議決定	国
	3月	大阪府生物多様性地域戦略 策定	大阪府
		茨木市一般廃棄物処理基本計画 策定	茨木市
		ゼロカーボンシティ表明	茨木市
		茨木市緑の基本計画(中間見直し)	茨木市
	4月	茨木市森林整備計画 変更	茨木市
12月	生物多様性条約第15回締約国会議(COP15) 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択	国連等	
2023 (令和5)	2月	茨木市・摂津市 地域循環型社会形成推進地域計画	茨木市
	3月	生物多様性国家戦略 2023-2030 閣議決定	国
		気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書(AR6) 公表	国連等
		農林水産省生物多様性戦略	国
	4月	気候変動適応法 改正 :熱中症対策の追加	国
5月	気候変動適応計画(一部変更) 閣議決定 :熱中症対策の強化	国	
2024 (令和6)	3月	地球温暖化対策推進法 改正・閣議決定	国
		茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 改定	茨木市
		茨木市再生可能エネルギー導入戦略 策定	茨木市
		エコオフィスプランいばらき(第6版) 策定	茨木市
		茨木市公共工事に係る環境配慮指針 改定	茨木市
		生物多様性増進活動促進法 閣議決定	国

年	月	動向	
2024 (令和6)	5月	第六次環境基本計画 閣議決定	国
	6月	食料・農業・農村基本法 公布・施行	国
	8月	第五次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 :循環経済への移行を国家戦略として位置付け	国
2025 (令和7)	3月	第6次茨木市総合計画	茨木市
		第3次茨木市環境基本計画	茨木市

※法律の名称は、正式名ではなく略称（通称）で表記しているものもあります。

3.2 茨木市の概要

(1) 地勢

茨木市は、淀川の北、大阪府北部に位置し、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓にあります。東西に短く南北に長い地形をしており、北半分は老の坂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野にあります。

北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能町に接しています。

(2) 茨木市の魅力

本市は主に市域の北半分が山間部・丘陵地であり、市街地からも近く、山麓部の農地や里山など豊かな自然を有しています。美しい里山の景観、新鮮な農産物といった自然資源のほか、見山の郷、野外活動センター、里山センター、竜王山荘、キリシタン遺物史料館といった特色ある地域資源を多数有しています。

また、市域の南半分は平野が広がり、交通利便性が高く、南北に通る元茨木川緑地や安威川などの自然環境も有しており、暮らしやすい市街地を形成しています。

令和6(2024)年には、安威川ダム周辺に日本一の歩行者専用つり橋や多くの方々が憩い、楽しむことができる広場などを有する「ダムパークいばきた」が整備され、中心部では、市民と共にプロセスを大切に創り上げてきた、文化・子育て複合施設「おにくる」が、令和5(2023)年に整備されるなど、「山」と「まち」が近いという特性を活かして、両方の居住者や観光目的で訪れる来訪者が、様々な活動を通じて交流できる拠点・空間づくりにより新たな魅力の創出を進めており、今後さらなる相乗効果が期待されます。

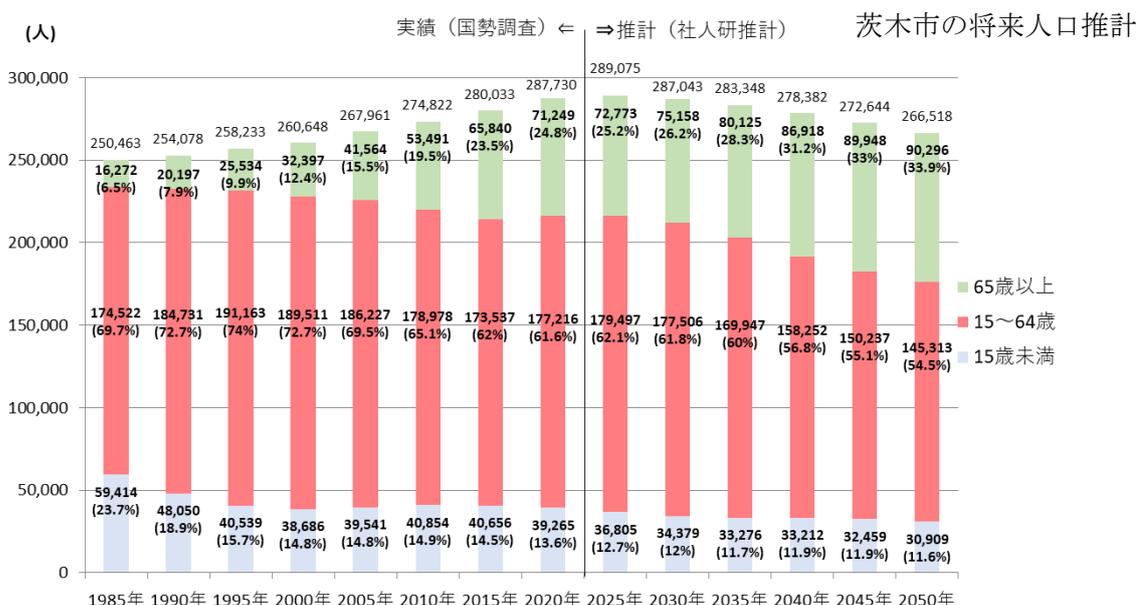


茨木市の位置

市内地図を挿入予定

(3) 将来人口

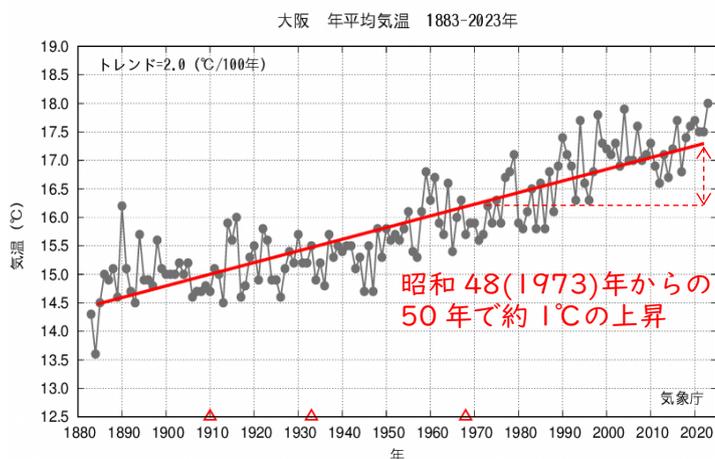
推計による茨木市の人口のピークは、令和7(2025)年で約289,000人です。その後、少子化等の影響により人口は減少し続け、令和22(2040年)には278,000人、令和32(2050年)には266,000人まで減少する見込みです。また、令和2(2020)年から令和32(2050年)の間に、老年(65歳以上)人口割合は24.8%から33.9%に上昇し、生産年齢(15~61歳)人口割合は61.6%から54.5%に、年少(15歳未満)人口割合は13.6%から11.6%に低下する見込みです。年齢3区分別人口では、茨木市は15歳未満の割合が国や大阪府と比べて高く、65歳以上の割合が低く推移していますが、令和27(2045)年には概ね3人に1人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要があります。



出典：国勢調査(2020年まで)
国立社会保障・人口問題研究所による推計(2025年以降)

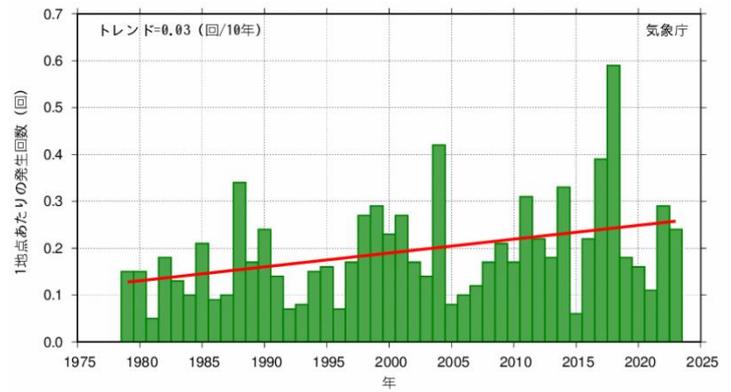
(4) 気象

茨木市の気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖です。令和5(2023)年の平均気温は18.1℃であり、月別では1月の平均気温が最も低く、8月が最も高くなっています。気温は日平均、最高、最低とも近年上昇傾向にあります。平均気温は昭和48(1973)年から令和5(2023)年の約50年間で、約1℃上がっています(大阪管区气象台)。



出典：大阪管区气象台, 気象庁ホームページ
大阪の気温

降水量は、平年値に大きな増減傾向はないものの、短時間に大雨が降る回数は増えており、不安定な様相を呈しています。



出典：大阪管区気象台, 気象庁ホームページ

図 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数(近畿地方)

(5) 産業構造

市内の製造業事業所*数は平成8(1996)年をピーク(約450事業所)として減少を続け、令和3(2021)年には半数以下(約192事業所)となっています。 * 従業者数4人以上の事業所

農業については、この50年間で経営耕地面積及び農家数は減り続けています。



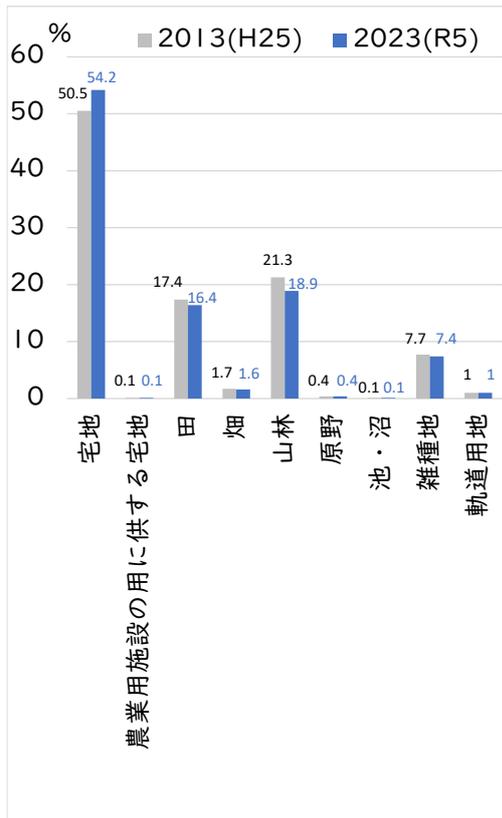
出典：茨木市統計書令和5年版(2023年版)

(6) 土地利用

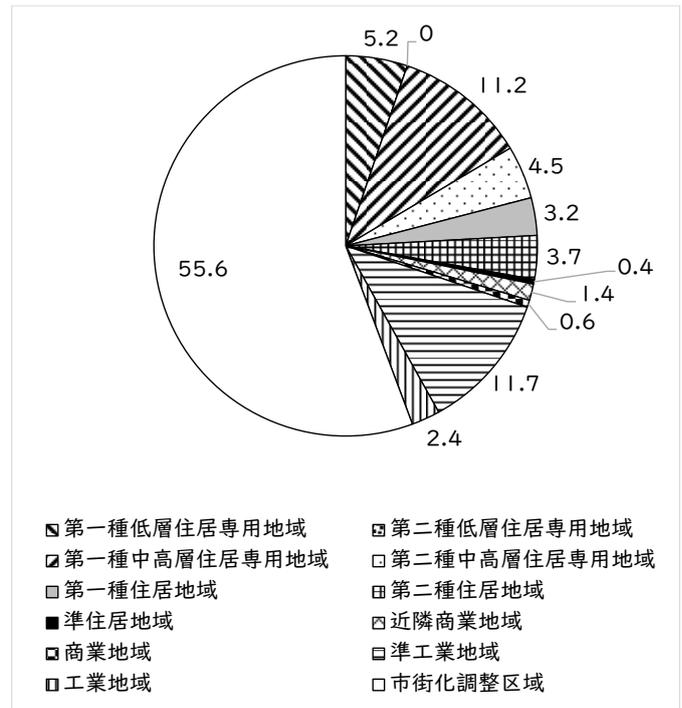
茨木市の土地利用状況は、森林と宅地の比率が高くなっています。地目別課税面積で過去10年の変化をみると、宅地が増加傾向にあり、田、畑、山林は減少傾向にあります。

茨木市では、市街化調整区域の面積が55.6%、市街化区域の面積が44.4%となっており、市街化調整区域の占める割合が多い状況です。

地目別課税面積割合



都市計画区域・用途地域の割合



出典：茨木市統計書 令和5年版(2023年版)

出典：茨木市統計書 令和5年版(2023年版)

茨木市の都市計画マスタープランでは、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、用途地域などの土地利用ゾーニングに応じた適正な土地利用を誘導する方針を掲げています。

ここ10年の都市づくり・大きい土地利用の変化を伴うトピックは下表のとおりです。

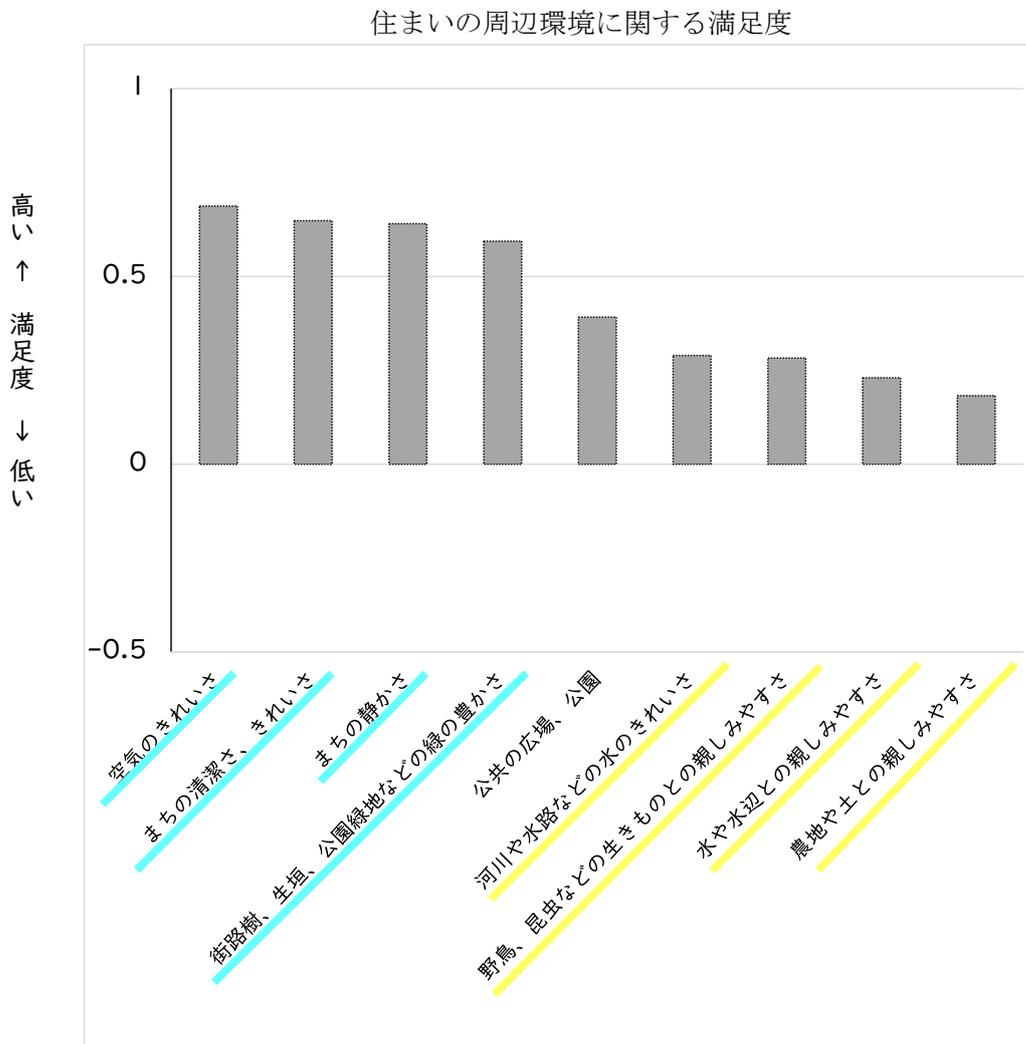
年号	内容
平成 27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> ・サッポロビール工場跡地に立命館大学いばらきキャンパス開学 ・岩倉公園が供用開始 ・JR 茨木駅東口（いばらきスカイパレット）が完成 ・市民会館が閉館
平成 28(2016)年	<ul style="list-style-type: none"> ・新堂二丁目地区の市街化区域編入 ・彩都中部地区（彩都あかね）の事業完了
平成 29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路（茨木千提寺インターチェンジ）が開通 ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）における「スマートコミュニティ構想」に向けた都市計画の変更（用途地域・地区計画）
平成 30(2018)年	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪北部地震が発生（本庁の防災体制強化の契機となる） ・フジテック工場跡地（庄一丁目）に JR 総持寺駅が開業 ・パナソニック茨木工場跡地（松下町）に大規模物流施設が完成
平成 31(2019)年 令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ・南目垣・東野々宮地区のまちづくりに向けた、都市計画の変更（市街化調整区域編入・用途地域・地区計画等） ・東芝工場跡地（太田東芝町）に追手門学院大学総持寺キャンパスが開学
令和 2 (2020)年	<ul style="list-style-type: none"> ・IBALAB@広場の暫定供用開始 ・彩都東部先行地区（彩都はなだ・もえぎ）の事業完了
令和 3 (2021)年	<ul style="list-style-type: none"> ・東芝工場跡地（城の前町）にイオンタウン茨木太田が完成
令和 4 (2022)年	<ul style="list-style-type: none"> ・メインストリート（中央通り・東西通り）における公共空間活用の社会実験「みちクル」を実施 ・新名神高速道路「茨木千提寺 IC」のアクセス道路となる（都）大岩線が供用開始
令和 5 (2023)年	<ul style="list-style-type: none"> ・安威川ダムの供用開始 ・元茨木川緑地り・デザインのモデル地区のリニューアル ・市民会館跡地エリアに茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」がオープン
令和 6 (2024)年	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木共創会議の開催 ・イコクルいばらき（南目垣・東野々宮地区）の土地区画整理事業が完了 ・中央通り・東西通りのストリートデザインガイドラインを策定 ・茨木市屋外広告物条例の制定 ・ダムパークいばきたのオープン

改訂中の都市マス（2024.7.4版）からの記載。最終版で修正します。

3.3 市民意識

(1) 環境に関する満足度

令和5(2023)年度に実施した「茨木市のまちづくりに関するアンケート」の結果によると、住まいの周辺環境に関する満足度では、9項目とも平均値が0を上回っており、満足度は良い～普通であることが示されました。比較的満足度が高かった項目は、“空気のきれいさ”、“まちの静かさ”、“まちの清潔さ、きれいさ”、“緑の豊かさ”でした(水色下線)。一方で、比較的満足度が低かったのは、“河川や水路などの水のきれいさ”、“水や水辺との親しみやすさ”、“農地や土との親しみやすさ”、“野鳥、昆虫などの生きものとの親しみやすさ”でした(黄色下線)。比較的満足度が高かった4項目は生活環境項目が多く、比較的満足度が低かったのは自然環境項目となっており、自然環境項目が茨木市の課題と考えられます。



出典：茨木市のまちづくりに関するアンケートの集計・分析結果

(2) 体験学習の効果

体験学習の参加経験と気候変動や資源循環に関する環境配慮行動の関連をみた結果、体験学習参加者は環境配慮に取り組む割合が高く、学習効果が見られました。

一方で、体験学習への参加割合が低いことや、高齢者の参加割合が低いことは課題と考えられます。

ごみについては、減量と分別に取り組む割合が高く、リユースの割合が低いのが特徴的です。リユースに関する啓発が課題と考えられます。

また、“電動車”や“太陽光発電・蓄電池など”への関心や取組みは他の項目より低く、関心よりも取組の値が低かったのも特徴的です。電動車の購入や太陽光発電・蓄電池などの設置を促す取組が課題といえます。

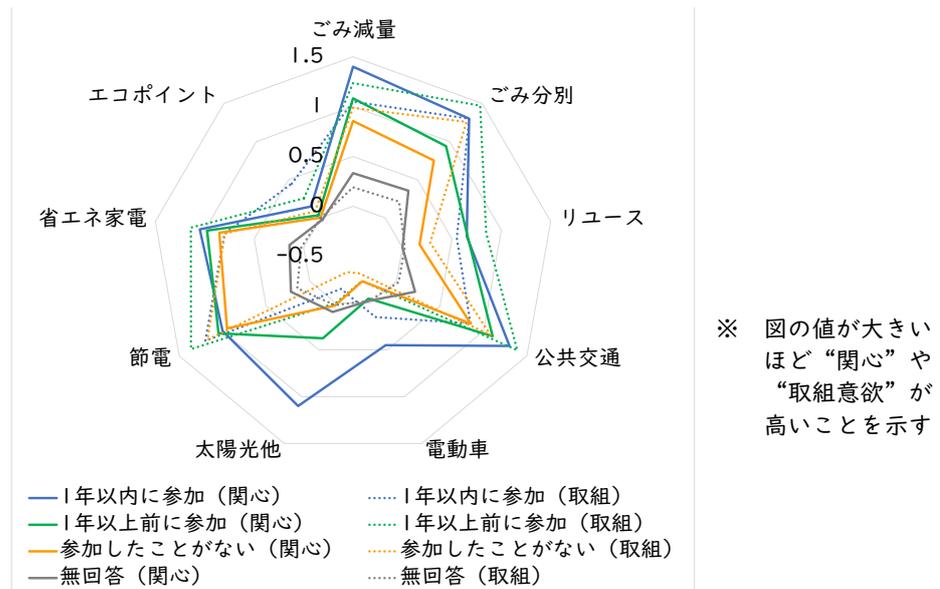


図 環境配慮行動への取組状況と体験学習（気候変動）の関係

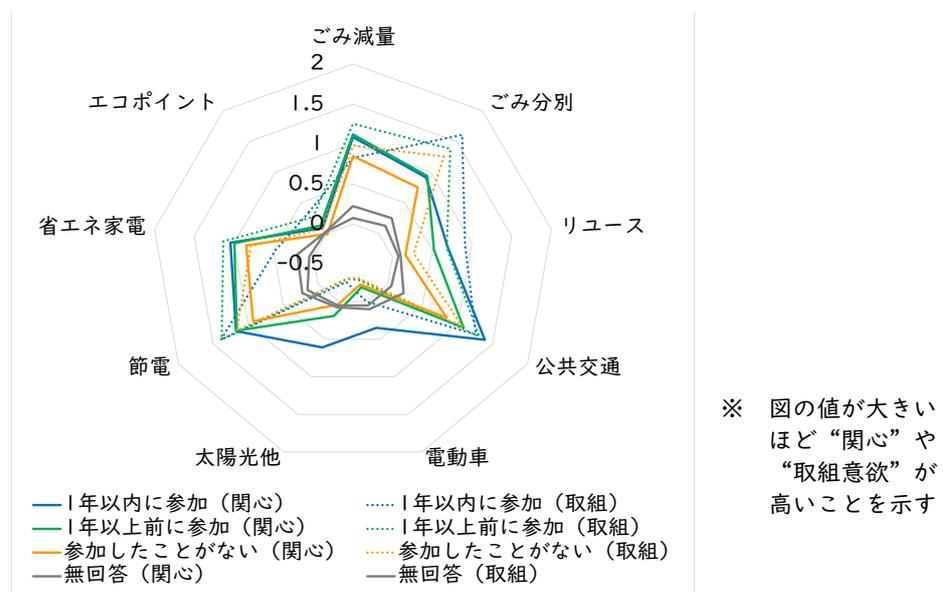


図 環境配慮行動への取組状況と体験学習（資源循環）の関係

また、回答者の住宅種類に着目すると、“電動車”は住居種類間の関心・取組の点数差が小さかったものの、“太陽光発電・蓄電池など”は賃貸・社宅・寮が持ち家よりやや関心が高いが取組まれていない状況が明らかになりました（次図）。状況の改善が課題であり、太陽光発電システムについて「設置事業補助制度を活用して購入する」または「補助金額が増えれば購入する」と回答した人・事業者が約4割を占めたアンケート結果※もあり、これらをふまえた取組の検討が必要です。

※ 茨木市再生可能エネルギー導入戦略 令和6（2024）年3月

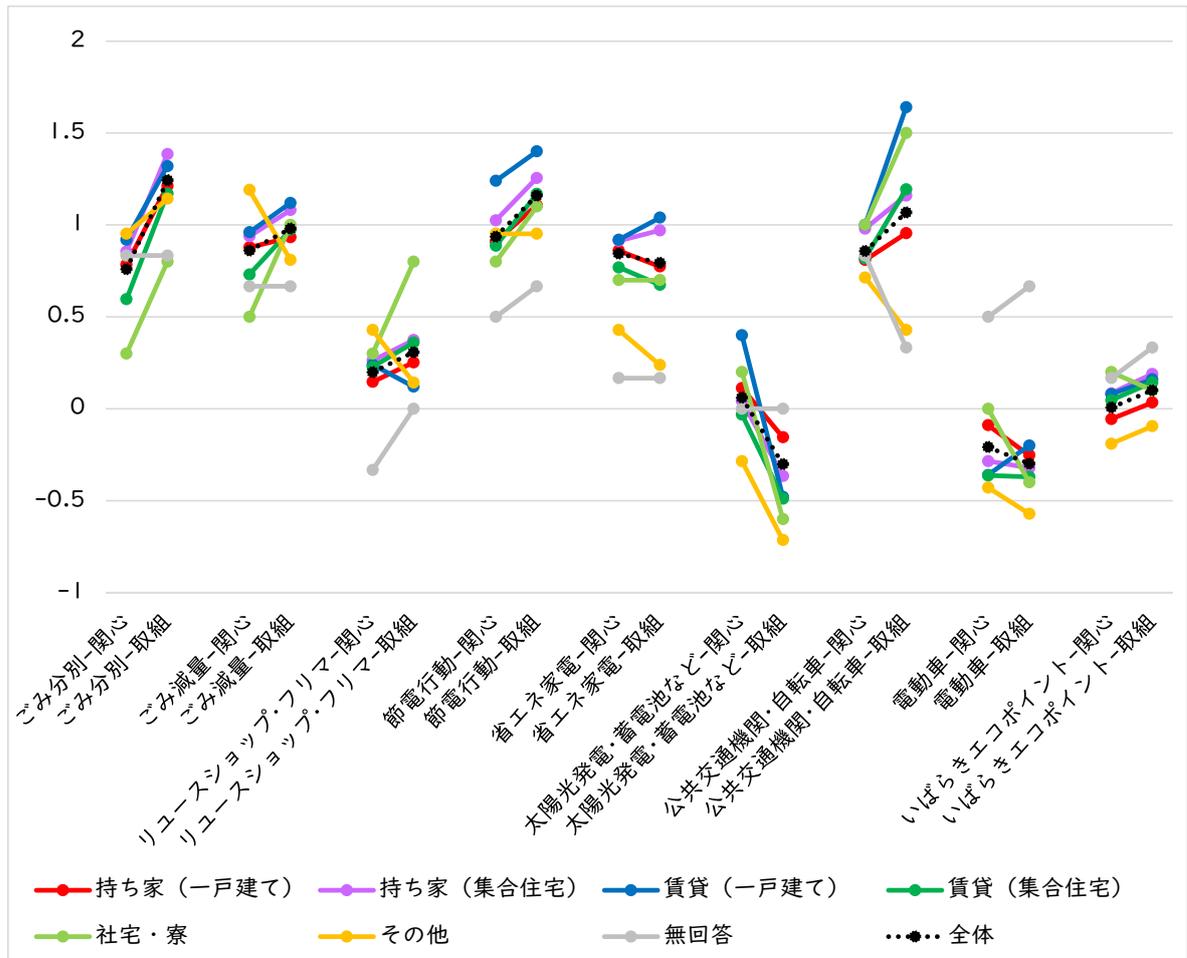


図 環境配慮行動への関心・取組状況（住宅種類別）

(3) 生物多様性についての認知度

生物多様性について、「外来生物の影響」「森林やサンゴ礁の減少」など地球規模や広域での問題に対する認知度は高かった反面、「レッドリスト」、「里地里山の重要性」、「生態系サービス」など身近な内容の認知度が低かったことから、「生物多様性」の認知度向上が課題と考えられます。

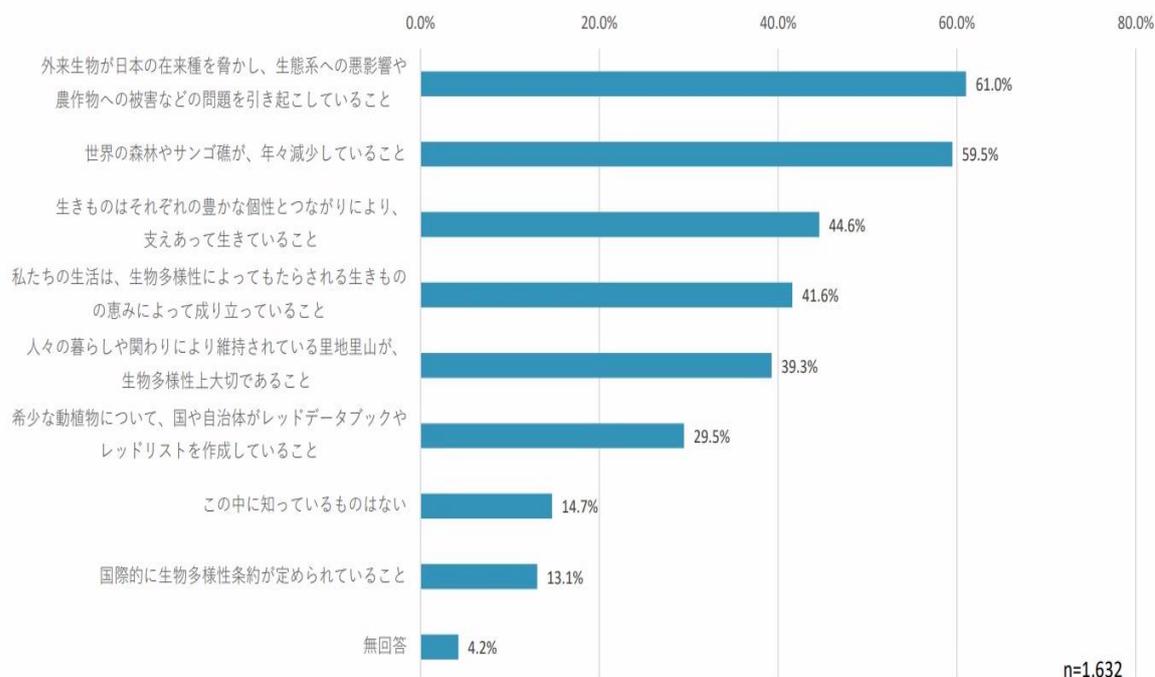


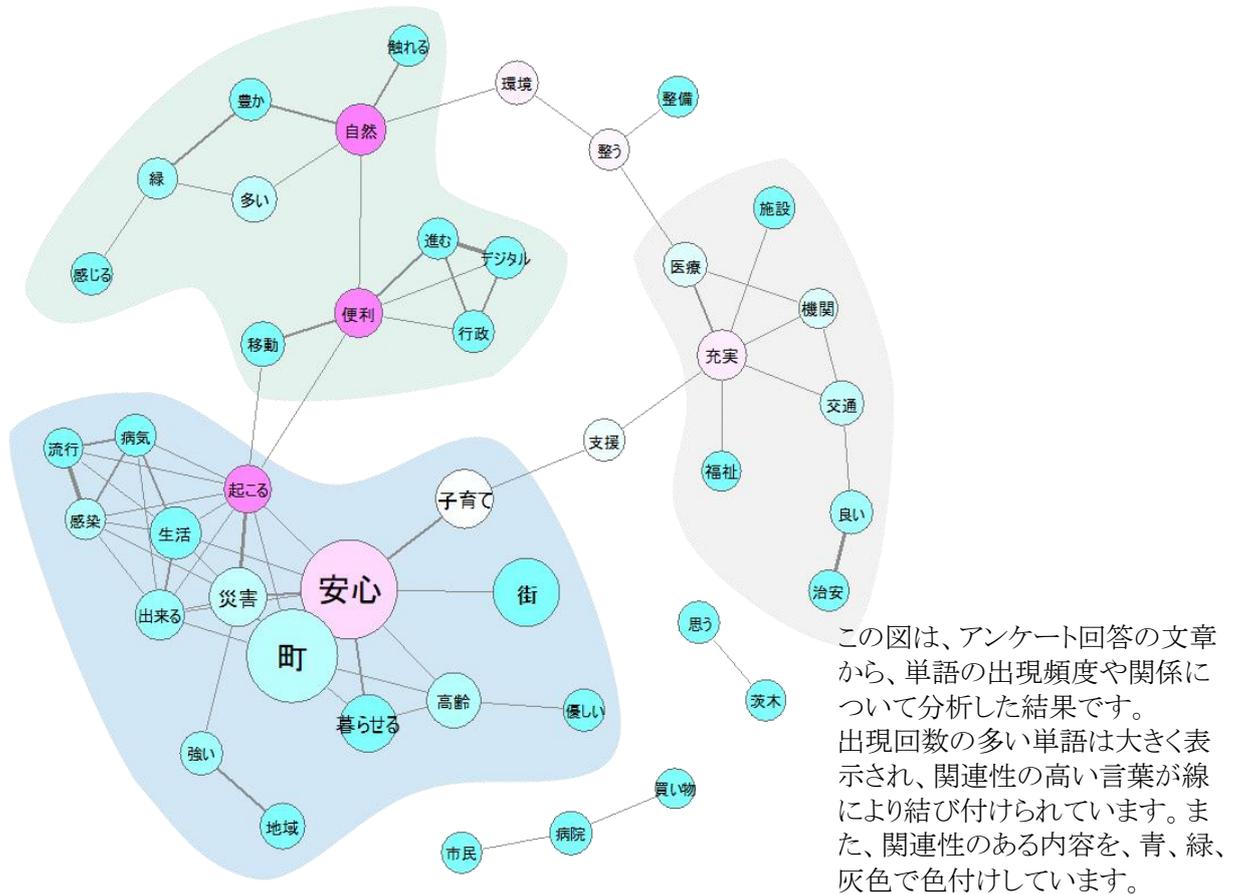
図 生物多様性に関する事項の認知割合

※出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書（令和5年11月）

(4) 茨木市民の考える暮らしたいまち、幸せを感じること

「茨木市のまちづくりに関するアンケート」（令和5年11月）の結果から、茨木市民が望む要素のうち、環境基本計画に関連する声を抽出しました。

暮らしたいまちとしては、安心で、自然と利便性が両立していて、交通・福祉の充実したまちを望む声が多く見られました。



この図は、アンケート回答の文章から、単語の出現頻度や関係について分析した結果です。出現回数の多い単語は大きく表示され、関連性の高い言葉が線により結び付けられています。また、関連性のある内容を、青、緑、灰色で色付けしています。

図 暮らしたいまちのイメージ

幸せを感じることは、家族と過ごすとき、公園や自然を感じる場所でくつろぐとき、まちへ出てアクティブに活動するときという声が多く見られました。

3.4 第3次茨木市環境基本計画策定にあたっての基本的な考え方

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下のような視点が求められています。

(1) 市の特性・現状を踏まえた、長期的な視点

推計による本市の人口のピークは令和7(2025)年で、今後10年間では人口減少、高齢化を迎えます。環境に関する取組は、人口減少社会を念頭に、次世代に繋ぐ持続可能なものであることが求められます。人口減少や高齢化に起因する環境への影響、生活様式の変化、エネルギー消費や資源循環への影響を考慮する必要があります。

(2) 現計画の取組状況と課題を踏まえた対応

第2次茨木市環境基本計画のもと10年間環境に関する課題に取り組んできました。取組状況とその課題を整理し、本市の地域特性を踏まえ、課題への対応をめざした取組を検討します。

(3) 環境を取り巻く社会情勢を反映

第2次茨木市環境基本計画が策定された平成27(2015)年以降の10年間には、環境に関する様々な国際条約、法律、条令が制定され、関連する計画が策定されました。また、環境に関する技術は進歩しています。今回策定する計画ではそれらを踏まえて、取組内容を検討します。例えば、パリ協定や持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みを反映させるほか、最新の技術革新(再生可能エネルギー、エネルギー効率の向上、廃棄物管理の技術など)を取り込みながら施策を検討します。

(4) 市民参加による環境の共創

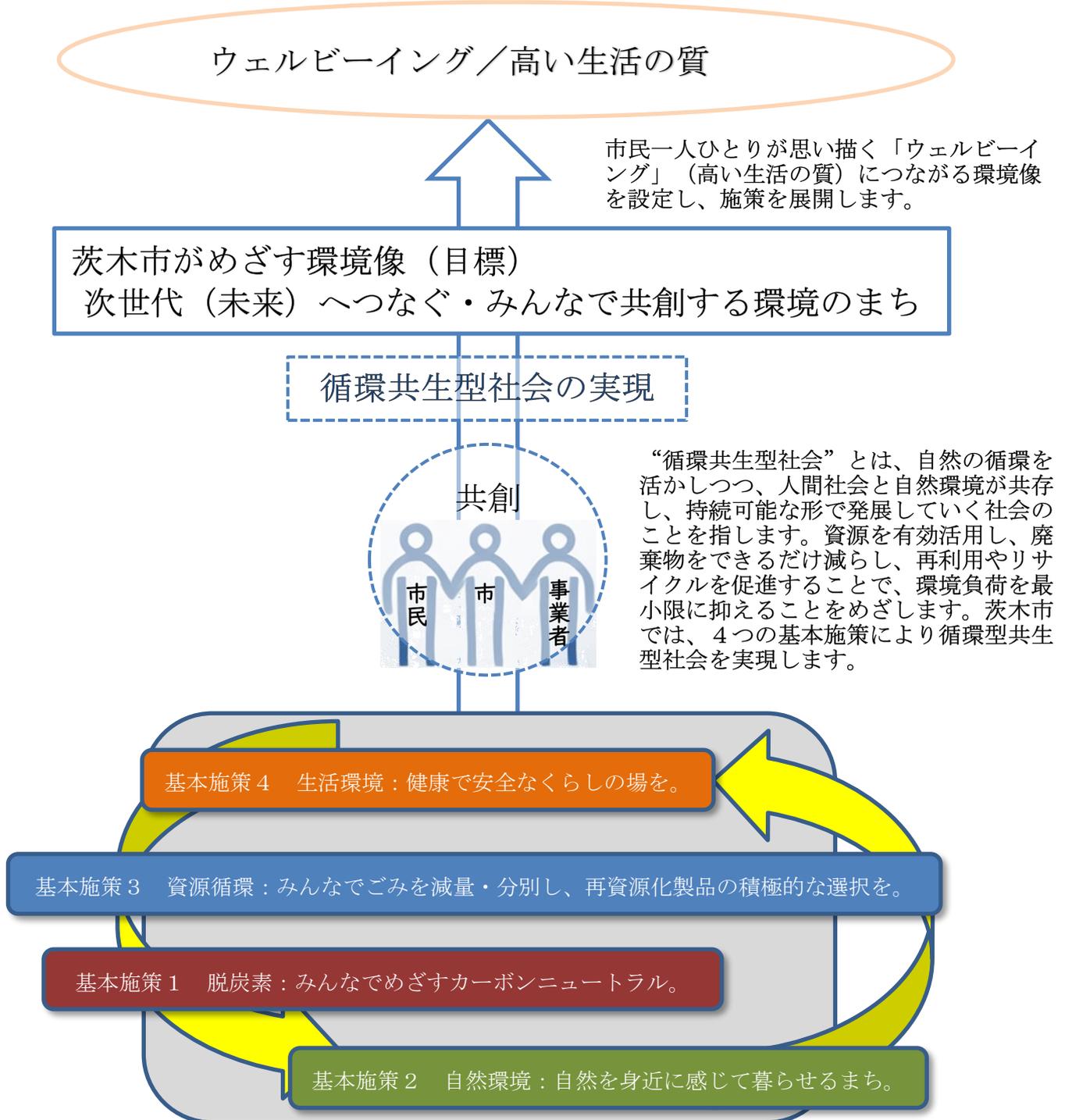
めざす環境像は、市のみで実現することはできません。市民・事業者等多様な主体とともに目標に向かって取り組むことではじめて実現します。本市の特徴である「共創のまちづくり」により、次世代につながる持続可能な循環共生社会の実現をめざします。

第4章 第3次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標)

4.1 環境像と基本施策

本計画は、次に掲げる環境像の実現をめざします。環境像は、茨木市に関わるみんなが環境を意識し、配慮する（創る）ことで、茨木市の豊かな環境を持続可能なものとし、次世代へつなぐことをイメージしました。

その実現に向けて、4つの基本施策を掲げ、それぞれの将来像を示しました。



図表 茨木市がめざす環境像（目標）と基本施策のイメージ

(1) 4つの基本施策の考え方

基本施策1 脱炭素：みんなでめざすカーボンニュートラル。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和3（2021）年8月に公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書において、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、また、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大するとされました。地球温暖化緩和策を進めるとともに、現時点において、すでに現れつつある気候変動の影響に対する適応策の重要性が高まっています。

一人ひとりが脱炭素への意識を高め、実践するため、次の3つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) 脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発

令和5（2023）年7月の「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」においては、昭和48（1973）年の石油危機以来のエネルギー危機が危惧される極めて緊迫した事態に直面していることから、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）は、戦後における産業・エネルギー政策の大転換であるとし、徹底した省エネルギーの推進を求めています。

本市は脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創造する国民運動「デコ活」に参画し、環境講座やイベントを通して普及啓発を図り、市内のすべての主体とともに脱炭素及び省エネルギーの実践及び普及啓発を行います。

2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

本市は令和6（2024）年3月に「茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に再生可能エネルギー導入に関する施策目標を追加する一部改訂を行っており、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備導入を促進します。

また、これからは再生可能エネルギーを作るだけでなく、一人ひとりが再生可能エネルギー（再エネ電力）や環境負荷の低い電力を選択・使用し、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム」をみんなで築くことも重要です。

公共施設への再生可能エネルギー設備導入や再エネ電力への切替など、市が率先して取組を進めます。

3) 気候変動による影響への適応策の推進

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など気候変動及びその影響が全国各地で現れ、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われており、温室効果ガスの排出削減等対策である緩和策と両輪で気候変動対策を推進する必要があります。令和5（2023）年5

月に国の気候変動適応計画が一部変更され、「熱中症特別警戒情報」や指定暑熱避難施設の指定等が追加されるなど、熱中症対策が喫緊の課題となっています。

国の気候変動適応計画においては、関連する分野として掲げられた分野は農業、林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活と多岐に渡っており、本市においても各分野の施策を適応策に結びつけて展開していく必要性が高まっています。

分野別計画(茨木市)

茨木市環境基本計画
茨木市地球温暖化対策実行計画
茨木市再生可能エネルギー導入戦略

主な関連法律

環境基本法
地球温暖化対策推進法
省エネ法
FIT 法
グリーン購入法
環境配慮契約法
気候変動適応法
エネルギー政策基本法

※法律の名称は、正式名ではなく略称(通称)で表記しているものもあります。(以下同様)

基本施策2 自然環境：自然を身近に感じて暮らせるまち。

私たちの暮らしは生物多様性の恵みに支えられています。食べ物、衣類、大気や水、野外レクリエーション、生息・生育環境の提供などといった恩恵を、生態系サービスといいます。世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況をふまえ、私たちが生態系サービスを持続的に受け取るためには、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を視野に入れた取組が必要です。

ネイチャーポジティブは、令和12(2030)年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目標に、令和32(2050)年までに自然と共生する社会を実現するというものですが、本市では、生物多様性への理解と価値観の共有を継続的に促すとともに、生物多様性の保全に取り組むことで、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境をめざし、次の2つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) 自然資源の利用の推進

里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなっており、多様な主体による保全活動が必要です。里地も人口減少や担い手不足から、農地等の多面的機能の維持が困難になってきています。豊かな里地・里山を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。

また、令和5(2023)年9月に国が公表した「グリーンインフラ推進戦略」において、社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財(自然資本財)として取り入れ、

課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用する「グリーンインフラ」の考え方が示されています。自然を取り入れることで、自然が有する、心身両面での健康への効果、景観形成や文化醸成、地域活動や教育面での効果を引き出すことができ、ウェルビーイングの向上、地域の賑わいの創出、働く人々等の生産性の向上、コミュニティの再生、ひいてはSDGsや地方創生の実現、CO₂吸収源対策に資するとされており、都市空間でのみどりの導入や自然災害に対するレジリエンス強化等、本市の施策においても積極的な導入の検討を図ります。

2) 生物多様性の保全

人間の社会・経済は自然資本を土台として成立しています。健全な自然環境は、生態系が有する多様な機能を十分に発揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献するとされています。

私たちの暮らしは生物多様性の恵みに支えられています。食べ物、衣類、大気や水、野外レクリエーション、生息・生育環境の提供などといった恩恵を、生態系サービスといいます。世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況をふまえ、私たちが生態系サービスを持続的に受け取るため、本市においてもネイチャーポジティブ（自然再興）の実現をめざした取組を進めます。

分野別計画(茨木市)

茨木市環境基本計画
茨木市里山保全構想・基本計画
茨木市鳥獣被害防止計画

主な関連法律

環境基本法
生物多様性基本法
外来生物法
鳥獣保護法

基本施策3 資源循環：みんなでごみを分別し、再資源化製品の積極的な選択を。

大量生産・大量消費型の経済社会活動から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑え、廃棄物の発生の最小化につながる循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組が国際社会共通の課題となる中、循環経済への移行における3Rをはじめとする資源循環の取組は、循環型社会を形成する上でのドライビングフォースであり、気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要です。資源循環を促進させることで、製品等のライフサイクル全体での温室効果ガスの低減やその先のネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に資するとされています。

また、人口減少・少子高齢化社会において、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用することや、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくこと等により、資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが求められています。

このような状況の中、市民、事業者など各主体間の連携・協働を促進し、市域の循環資源や再生可能制限を活用した資源循環システムの構築と廃棄物の適正処理を行うため、次の3つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) ごみの減量化の推進

一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めます。また、地域の循環システムの構築に向け、各主体がごみを発生させないため3Rの取組の重要性を認識するとともに、食品ロスの削減に取り組みます。

2) ごみの再資源化の推進

食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組、使用済製品等のリユース、プラスチックや金属資源等の資源循環などを行うことにより、地域の循環システムづくりをめざします。

3) ごみの適正処理の推進

ごみの排出抑制にむけた啓発・指導等により減量化を図るとともに、市民や事業者と連携してごみが適正に分別収集され再資源化につながるよう取り組みます。また、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に実施するため、国や民間事業者等関連機関との連携を促進するなど廃棄物処理システムの強化を図ります。

《循環型社会》

循環型社会形成基本法第2条において、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されています。

分野別計画(茨木市)

茨木市環境基本計画
茨木市一般廃棄物処理基本計画
茨木市一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画
茨木市災害廃棄物処理計画

主な関連法律

環境基本法
循環基本法
廃棄物処理法
リサイクル法
資源有効利用促進法
プラスチック資源循環促進法
容器包装リサイクル法
家電リサイクル法
小型家電リサイクル法
食品リサイクル法
食品ロス削減推進法

基本施策4 生活環境：健康で安全な暮らしの場を。

事業活動に伴う大気・水環境への影響や生活排水、騒音、悪臭など身近な環境問題については、地域の安心・安全につながるため、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）等関連法令に基づく対策を引き続き実施するとともに、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の状況把握や指導等、地域の安全・安心の確保を図る施策を推進します。

汚染、気候変動、生物多様性の損失という3つの危機は相互に密接に関連しており、統合的な方法で対処する必要があるという観点から、「プラネタリー・ヘルス」という概念が提唱されています。人間が健やかに過ごせる環境は地球の健康、自然資本の豊かさと生物多様性の保全にもつながります。この視点から「地球の健康」と「人の健康」を一体的に捉え、環境保全に取り組むことで「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現をめざします。

次の3つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) 健康に過ごすことができる生活環境の保全

市民アンケートで比較的満足度の高い「空気や水がきれい」で「心安らぐ」まちを維持し次世代に引き継ぐためには、大気や水環境、騒音等の環境基準の達成とさらなる改善により生活環境を良好に維持する必要があります。

大気、水質、騒音に係る常時監視を行うとともに、事業活動に伴う公害については早期解決に努めます。

2) 化学物質等による環境リスクの低減

汚染への対応は、「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとなります。

化学物質の取扱いや遺伝子組換え実験等を行う事業所への指導を適切に行い、周辺環境に影響が及ばないよう環境リスクの低減を図ります。

3) 快適環境の保全

私たち一人ひとりが地球環境の悪化を自らの健康と紐づけて考え、自主的、積極的に環境負荷の低減に資する行動をとることが必要です。

私たちのまちをつくる各主体がそれぞれにモラル・マナーを向上することで、安全で清潔なまちづくりをめざします。

分野別計画(茨木市)

茨木市環境基本計画
茨木市一般廃棄物処理基本計画

主な関連法律

環境基本法
水道法
下水道法
大気汚染防止法
騒音規制法
水質汚濁防止法
廃棄物処理法
悪臭防止法
瀬戸内海環境保全特別措置法
振動規制法
浄化槽法
ダイオキシン類対策特別措置法
PRTR法
土壌汚染対策法

(2) 計画の体系

環境像を実現するための基本施策と取組方針は次のとおりとします。茨木市、市民、事業者の一人ひとりの取組（共創）により環境像（目標）を実現します。

環境像（目標）

：次世代（未来）へつなぐ・みんなで共創する環境のまち

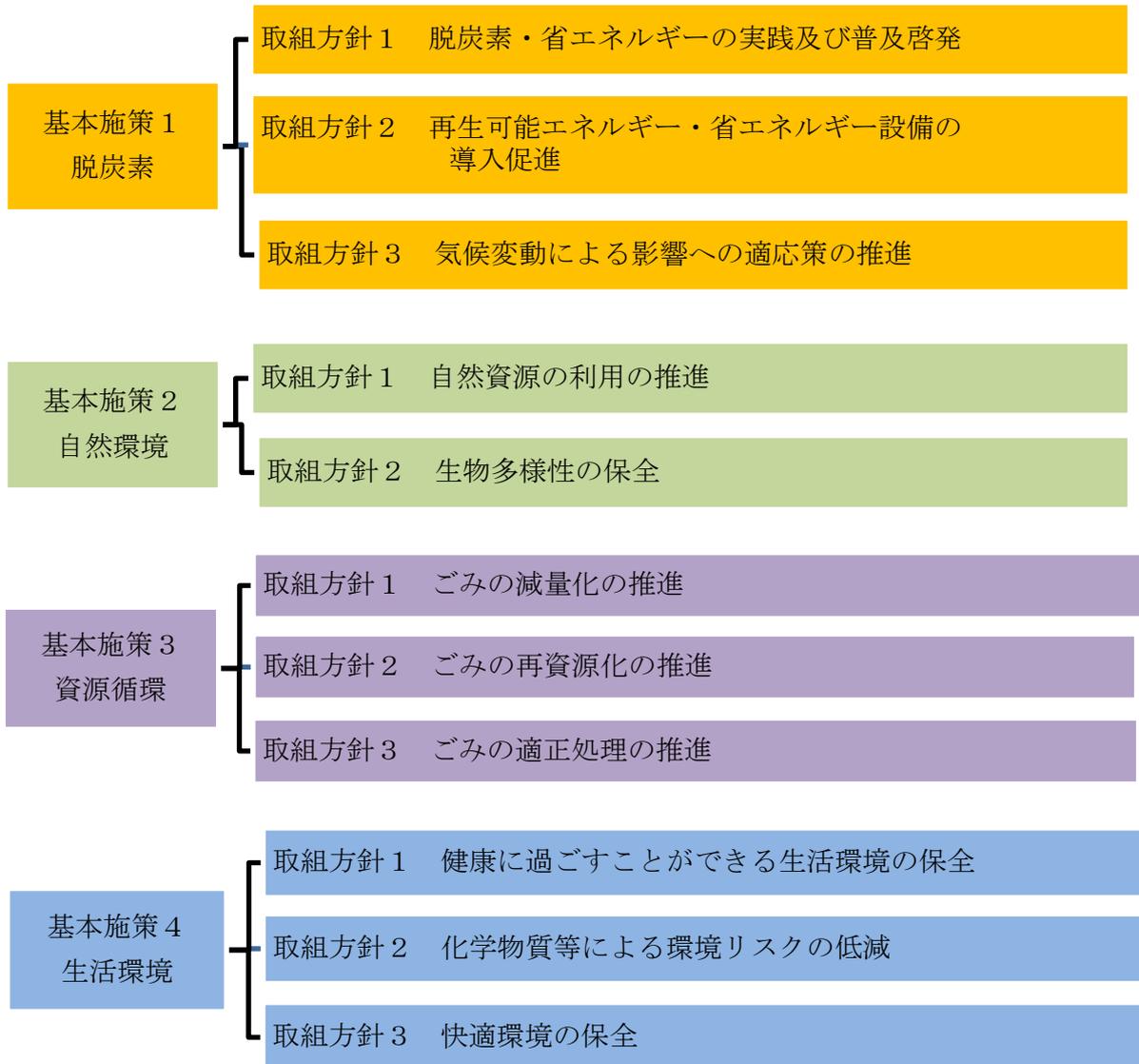


図 施策の体系

<コラム⑤>太陽光発電設備の導入、再エネ電力の購入による脱炭素

これまで気候変動に対応するため、茨木市でもエネルギーを節約する(省エネ)、太陽光発電など再生可能エネルギーを増やすことに努めてきました。日本の電力における再生可能エネルギー比率は、令和3(2021)年度で約20.3%まで増えました。再エネ発電設備容量は世界第6位で、太陽光発電は世界第3位です。国土面積あたりの日本の太陽光導入容量は主要国の中で最大級です(資源エネルギー庁)。

しかし、近年も猛暑日や豪雨が増え続けており、世界中のすべての人が温暖化物質の排出削減に一層取組む必要に迫られています。

安心して生活できる地球環境を次世代(未来)へつなぐためには、これまでの“省エネルギーの実践”と“太陽光発電など再生可能エネルギーの増産^{※1}”に加え、“一人ひとりがつくられた再生可能エネルギー(再エネ電力)や環境負荷の低い電力を選択・使用すること”が重要になります。これにより、化石燃料の使用量が減り、再生可能エネルギー市場が拡大し、技術革新が促進される「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム」の実現が見えてきます。

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入等、市が率先して取組を進めます。また、茨木市の令和3(2021)年度のCO₂排出量の割合は、家庭からの排出が24%、自動車からの排出が約23%、事業者(産業部門・業務その他部門)が約44%を占めるといふ分析もあります^{※2}。事業者や市民のみならず、環境負荷の低い電力を選択・使用を考えてみてください。

※1 茨木市再生可能エネルギー導入戦略(令和6(2024)年3月)

※2 自治体排出量カルテ(環境省)

表 再生可能エネルギー導入目標(中期目標)

エネルギー種	現況	令和12年度(2030年度) 再エネ導入目標	
		追加導入分	累計
太陽光発電	40千kW	43千kW	83千kW

表の出典:茨木市再生可能エネルギー導入戦略(令和6(2024)年3月)

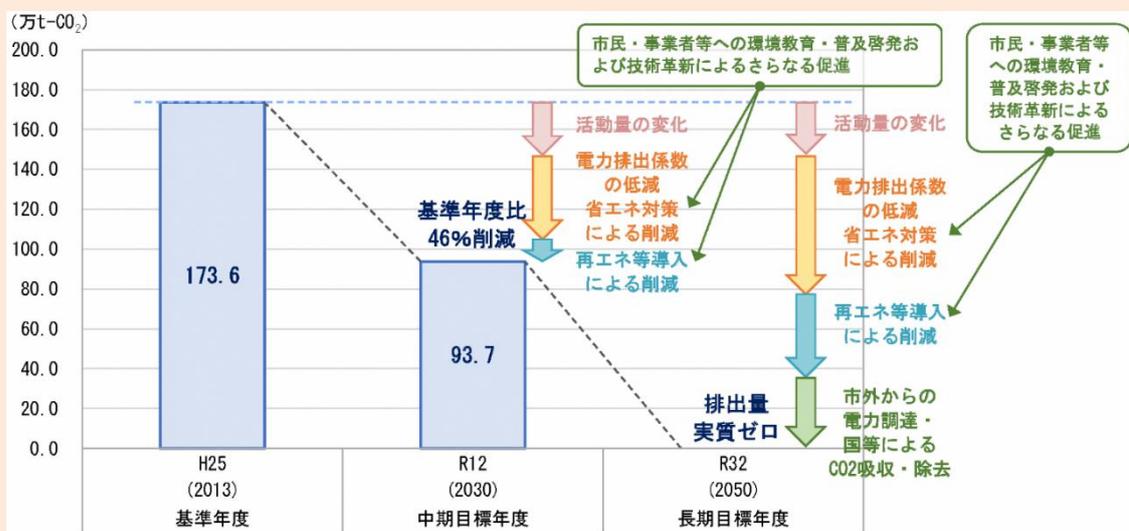


図 脱炭素シナリオによる温室効果ガス排出量削減イメージ

図の出典:茨木市再生可能エネルギー導入戦略(令和6(2024)年3月)

第5章 環境像の実現に向けた取組

本計画の効果的な推進に向けて、それぞれの取組方針ごとにめざすまちのすがたを示すとともに現状と課題、取組内容と各主体の取組、環境指標を明記しています。また、横断的に取り組む環境意識・環境教育・環境行動についても示しています。

ここで示す環境指標とは、環境像の実現に向けて実施する基本施策や取組方針の進捗状況を把握するための目安となる数値です。

●次ページ以降の見方

ページの見方掲載予定

5.1 基本施策（1）脱炭素

① 施策の必要性

温室効果ガス排出量増加が原因とされる気候変動が地球規模の課題となっています。地球温暖化問題は、社会経済活動のみならず、人間の存続の基盤である環境・自然資本を劣化させ、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、市民、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが求められています。2050年ゼロカーボン達成に向け、気候変動緩和策として再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する気候変動への適応に対する取組が必要です。

② 施策の方向性

市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めるとともに、気候変動による影響への適応策の取組の推進を図ります。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルを見直すことにより脱炭素をめざします。

③ 取組内容

取組方針（1-1）脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発

現状と課題	地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、意識啓発の取組を進めています。本市のエネルギー使用量は概ね減少傾向にありますが、2050年ゼロカーボン達成に向けては、より一層の脱炭素と省エネルギーの取組が必要です。		
めざすべき姿	市民等の環境に関する意識が高まり、脱炭素と省エネ化の実践が進んでいます。		
取組むこと	市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの脱炭素化と省エネ化を推進します。情報交換の場を提供することで、市民、事業者と連携した取組を推進します。		
			<ul style="list-style-type: none"> 施設の使用に伴うエネルギー、公用車の使用に伴うエネルギー、水道及び用紙類の使用を抑制します。

取組むこと	脱炭素・省エネルギーの実践	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 ・地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、脱炭素化・省エネ化の普及を促進します。 ・環境負荷の低い電力の調達を実践します。
		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素・省エネルギーを実践します（デコ活の実践。断熱住宅、省エネ・エコグッズの選択、食べ残しゼロ、テレワーク）。 ・環境負荷の低い電力を選択します。 ・クールビズ、ウォームビズを実践します。 ・できるだけ公共交通、自転車、徒歩で移動します。 ・宅配便は1度で受け取ります。
		事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 ・事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。 ・環境負荷の低い電力の調達を実践します。
	普及啓発	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場や環境講座を提供します。 ・プラットフォームの積極的な活用を図ります。
		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に気づき、学び、正しい知識を身に付けます。
		事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームに積極的に参加し、情報交換を行います。
環境指標(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量（t） ・環境フェアの参加人数（人） <p>※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>		

取組方針（1-2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

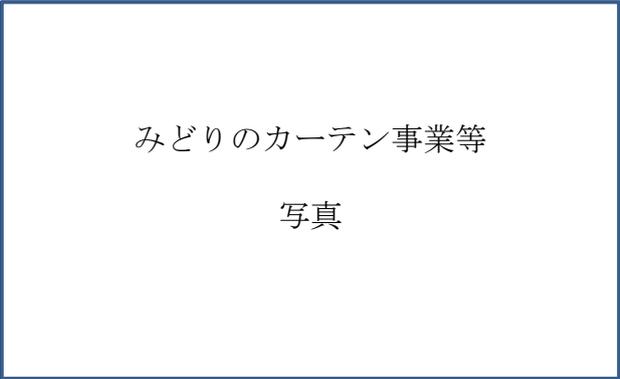
現状と課題	<p>再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。</p> <p>将来世代のためにも、脱炭素の実現に向けた暮らしや事業活動が求められています。</p>			
めざすべき姿	<p>再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入により、脱炭素の実現に向けた取組が暮らしや事業活動の中で進んでいます。</p>			
取組むこと	<p>公共施設では、再生可能エネルギー等を率先導入するとともに、計画的に空調設備を省エネルギー設備に改修するほか、照明のLED化を推進します。再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。</p>			
	再生可能エネルギー設備導入	市	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新設・建替にあたっては、再生可能エネルギー設備導入を進めるとともに、ZEB化をめざします。 公共施設の改修にあたっては、再生可能エネルギー設備導入を進めるとともに、ZEB化を検討します。 市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入促進のため、支援制度を整備します。 災害時に備え、再生可能エネルギーや蓄電池等の利活用を推進します。 	
		市民	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の更新時・新築時にZEH化を実践します。 戸建・集合住宅等に屋根置き等の自家消費型の太陽光発電設備を設置します。 災害時に備え、再生可能エネルギーや蓄電池を設置します。 	
		事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場等に再生可能エネルギーを設置します。 工場・事業所等の更新時・新築時におけるZEB化を実践します。 災害時に備え、再生可能エネルギーや蓄電池の利活用を推進します。 	
		省エネルギー設備導入	市	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の新設・建替にあたっては、省エネルギー設備を導入し、ZEB化をめざします。 公共施設の改修にあたっては、省エネルギー設備を導入し、ZEB化を検討します。 市民や事業者によるZEB化、ZEH化誘導のため、支援制度を整備します。
			市民	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や設備・家電、住まい方を見直し、脱炭素に向けた暮らしを選択します。 住宅等の更新時・新築時にZEH化を実践します。 住宅の新設・更新時には省エネ性能の高い商品を選択します。
		事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所等の更新時・新築時におけるZEB化を実践します。 ・設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。 ・災害時に備えコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーシステムを導入します。
環境指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の設備容量（kW）等 <p>※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>		

取組方針（1-3）気候変動による影響への適応策の推進

<p>現状と課題</p>	<p>地球温暖化による影響は既に現れており、今後さらに増大するおそれがあります。気候変動の影響に対処するため、脱炭素化だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する「適応」の取組を進める必要性が高まっています。</p> <p>気候変動の影響により気温が上昇し、台風、短時間強雨、大雨等の増加や、熱中症の危険性が増しています。</p> <p>都市部ではヒートアイランド現象により、一層の高温化が見込まれます。快適な環境を確保するため、気候変動による影響への適応策が必要です。</p>		
<p>めざすべき姿</p>	<p>気候変動による影響について、各主体が気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」に取り組んでいます。</p> <p>気候変動への適応策により、熱中症患者の搬送数は抑制されています。</p>		
<p>取組むこと</p>	<p>気候変動の影響と適応策に関する普及啓発を行うほか、自然災害への備えやヒートアイランド対策・熱中症対策を行います。</p>		
	<p>適応策 (まちづくり)</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちにみどりを増やし、木陰を創出します。水とみどりのネットワークを形成します。 ・透水性舗装を導入します。 ・建築物のエネルギー効率を向上します（ZEB, ZEH等の推進）。 ・気候変動の影響と適応策に関する情報を発信し、市民の意識向上を図ります。 ・公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、また既存の水路の適正な維持管理を行います。
		<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の接道部や壁面の緑化に取り組みます。 ・建築物のエネルギー効率向上（建物の断熱性能の向上、ZEHや遮熱窓の導入等の推進）
		<p>事業者 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の接道部や壁面の緑化に取り組む ・建築物のエネルギー効率向上（建物の断熱性能の向上、ZEHや遮熱窓の導入等の推進）
	<p>適応策 (熱中症 対策)</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クーリングシェルターを整備します。 ・熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート・暑さ指数（WBGT）を普及・啓発します。 ・クールビズを推進します。
		<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズを実践します。 ・猛暑日の不要な外出を自粛します。
	<p>事業者 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズを推進・実践します。 	
<p>環境指標（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのカーテン取組件数 <p>※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>		

④ SDGs の位置付け



5.2 基本施策（2）自然環境

① 施策の必要性

生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるため、多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。

② 施策の方向性

みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、自然とふれあう機会の創出に取り組み、生物多様性への理解と価値観の共有を継続的に促します。自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵み＝生態系サービスを維持し回復させるため、生物多様性の保全に努めます。

③ 取組内容

取組方針（2-1）自然資源の利用の推進

現状と課題	里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなっており、多様な主体による保全活動が必要です。里地も人口減少や担い手不足から、農地等の多面的機能の維持が困難になってきています。豊かな里地・里山を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。		
めざすべき姿	美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進みます。また、間伐材などの有効利用が進んでいます。自然の機能の活用が気候変動対策となりネイチャーポジティブにもつながることが理解され実践されています。		
取組むこと	森林保全ボランティアや農業の担い手を確保・育成し、放置森林や遊休農地とマッチングを進めます。森林環境譲与税を利用し、森林整備や木材利用の促進などを進めます。地域で取り込まれる有機農業や減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を推進します。		
	農地・里山の活用	市	<ul style="list-style-type: none"> 化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培されたエコ農産物の認証制度を推進します。 森林環境譲与税を利用し、森林整備や地産材利用の促進などを進めます。

			<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備への支援、間伐材・剪定枝の活用を推進します。 ・森林保全ボランティアや農業の担い手を確保・育成し、遊休農地や放置森林とのマッチングを推進します。 ・農地の集約化と集落営農組織化を推進します。 ・鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。
		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ農産物を積極的に購入します。 ・森林保全ボランティア活動や養成講座に参加します。 ・地元産の旬の食材を積極的に選びます
		事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・農協や販売事業者は、エコ農産物を積極的に取り扱います。 ・森林組合等は、間伐材等を有効に活用します。 ・事業者・団体は、アドプトフォレスト等の里地・里山の保全活動等に参加します。 ・事業者・団体は、積極的に自然資源を利活用します。
	自然資源の活用	市	・地域資源や自然資源に触れ、活用されるきっかけとなる場を官民連携により整備することで市民の行動を促し、地域資源・自然資源の活用を推進します。
		市民	・ダムパークいばきた、見山の郷、野外活動センター、里山センター等北部地域を利用します。
		事業者 団体	—
環境指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ農産物栽培面積 等 <p>※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>		



取組方針（2-2）生物多様性の保全

現状と課題	<p>放置森林の増加や外来生物の侵入、気候変動の影響等様々な理由により、動植物の生態系に変化が見られます。特定外来生物については、近年市内へ侵入した種や、全国的に被害を及ぼし近隣市町において被害が拡大している種が確認されています。生物多様性の保全・回復のため、生物多様性の重要性について、周知する必要があります。</p>	
めざすべき姿	<p>多様な動植物が生息・生育できる環境が保全・整備されており、生きもの同士のつながりが保たれています。 生きものや自然とふれあう機会が確保されており、自然に親しみを感じられます。 生物多様性の重要性が広く周知され、豊かな自然環境が保全されています。</p>	
取組むこと	<p>里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整えます。 鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。 事業者やボランティア団体等と連携し、市民が生きものとふれあえる機会を提供するとともに、生物多様性の重要性について、周知・啓発を行います。 特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。</p>	
	生物多様性保全の取組	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの“水とみどりのネットワーク”の形成に、生物多様性の保全の視点を取り入れるよう働きかけ、生態系の保全、回復に努めます。 ・環境資源調査・環境資源補完調査等を市民等と協働で行い、生物多様性の現況を把握します。 ・生物多様性に係る人材育成に努めます。 ・事業者や森林保全ボランティア団体等による森林整備により、里地・里山の保全を図ります。 ・アドプトフォレストの取組や森林ボランティアによる森林保全活動を促進します。多様な生態系の保全に努めます。」 ・農地の集約化と集落営農組織化を推進します。 ・外来生物について普及・啓発に努めます。 ・外来生物対策を実施します。 ・鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に生息・生育する生きものを大切にします。 ・生きものや自然とふれあう機会を増やします。 ・緑のまちづくり活動に積極的に参加します。 ・森林保全ボランティア活動に参加し、里地・里山を保全します。 ・特定外来生物を持ち込まない、移動しない、放たないなど、適正管理に努めます。
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・管理地の生態系の保全に努めるとともに、地域の生態系の保全、回復に協力します。 ・開発等を行う場合は、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。 	

			<ul style="list-style-type: none"> 事業者・団体は、外来生物を放たないなど、適正管理に努めます。 緑化活動等に参加・協力します。
	普及啓発	市	<ul style="list-style-type: none"> 市域の自然資源を活用し、市民が生きものと触れ合える機会を提供します。 生物多様性の重要性について周知・啓発を行います。 家庭で飼われるペットや育てている植物について、むやみに自然に放たないよう啓発を行います。 特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。
		市民	<ul style="list-style-type: none"> 生きものや自然と触れ合う機会を増やします。 生物多様性について学びます。 外来生物法を理解し、外来生物について知るとともに、生息・生育情報・状況を共有します。 外来生物を持ち込まない、放たないなど、適正管理に努めます。
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・団体は、市域の自然資源を活用し、生きものと触れ合える機会を提供します。 事業者は、動植物の販売時にペットや外来生物の取り扱いについて周知します。 団体は、外来生物の生息・生育状況についての周知・啓発を行います。 	
環境指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に関するイベントの参加者数 ※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。		

④ SDGs の位置付け



生きもの博の講座風景



河川体験事業

5.3 基本施策（3）資源循環

① 施策の必要性

環境への負荷が低減された循環型社会の構築、気候変動問題への解決に向けた脱炭素社会の実現及び生態系・海洋環境に影響を与えている海洋プラスチックごみ問題などに取り組むためには、ごみの減量化及び再資源化の推進が不可欠です。

また、ごみ処理施設の整備計画作成などの取組とともに、さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進が求められています。

② 施策の方向性

プラスチック製品や容器包装など、新たな分別品目の追加を検討し、市民等への意識啓発に努めるほか、ごみが適正に分別収集されることで資源の循環を進めます。また、ごみ処理施設の効率的な運転を進めて経費の抑制を図ります。

③ 取組内容

取組方針（3-1）ごみの減量化の推進

現状と課題	家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めています 一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、重点施策である食品ロス削減やプラスチックごみ削減等について、さらなる取組が必要です。
めざすべき姿	家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬入防止が図られています。
取組むこと	家庭系ごみについては、食品ロス削減やプラスチックの資源循環の推進に向けて、事業者と連携した取組を進めます。事業系ごみについては、ごみ排出抑制に向けた啓発・指導や不適正ごみ搬入防止への取組を進めます。
取組むこと	家庭系ごみについては、食品ロス削減やプラスチックの資源循環の促進に向けて、事業者と連携した取組を進めます。事業系ごみについては、ごみ排出抑制に向けた啓発・指導や不適正ごみ搬入防止への取組を進めます。

取組むこと	家庭系 ごみの 減量	市	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポストの普及を推進します（生ごみ処理容器等設置補助金等）。 ・マイバッグの普及啓発を行います。 ・リーフレットやごみ分別アプリでの市民に向けての情報提供 ・出前講座の実施 ・フードドライブ ※1 を推進します。 ・賞味期限と消費期限に関する正しい知識を普及啓発します。
		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに取り組みます。 ・マイバッグを持参します。 ・3きり運動に取り組みます（食品の無駄をなくす「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを捨てる前に水を切る「水きり」）。 ・エコクッキングに取り組みます。 ・少量や小分け、量り売りの食品を購入します。 ・冷蔵庫の中身を把握して買い物メモをとるなどしてから必要な物だけを買います。 ・再使用及び再生利用を心がけ、フリーマーケットやリサイクルショップを活用します。 ・家庭系ごみ組成の約4分の1を占める厨芥類のうち、特に食品ロスの削減に努めます。 ・エコプラスチック、バイオマスプラスチック、簡易包装の商品を選びます。
		事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減や過剰包装の自粛など、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を推進します。 ・エコプラスチック、バイオマスプラスチックの使用を推進します。
	事業系 ごみの 減量	市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への指導及び情報提供の充実 ・エコショップ認定制度の周知
		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食品を購入する際は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選びます。 ・エコショップ認定店 ※3 を利用します。
		事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに取り組みます。 ・「てまえどり」を推進します。 ・「ばら売り、量り売り、割引による販売」を推進します。 ・フードシェアリングサービス ※1 を導入します。 ・エコショップ認定制度を活用します。 ・分別を行い、適正に排出します。 ・食品廃棄物を排出する個々の事業者に対し、目標年度である令和7年度(2025年度)までに、家庭系食品ロス量の削減目標と同様の削減割合を努力目標とします。
	環境指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 ・事業系ごみ年間排出量 等 <p>※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>	

取組方針（3-2）ごみの再資源化の推進

<p>現状と課題</p>	<p>市の分別収集や拠点回収、地域住民による集団回収、事業者による店頭回収により、再資源化を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型家電を拠点回収に持ち込むと回答した人は24%、電器店等で引き取ってもらうと回答した人は31%と低迷しています。 ・資源物の回収では、回収量は増加傾向にありますが、集団回収の回収量は減少しています。集団回収量の減少要因は、書籍の電子化や新聞の発行部数の減少、紙の軽量化によるものと考えられます。 <p>さらなる資源循環を進めるため、さらなる分別と再資源化への取組が必要です。また、資源循環の市場・経済を促進するため、再資源化製品を積極的に選択することが必要です。</p>		
<p>めざすべき姿</p>	<p>家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源化率が上昇しています。</p>		
<p>取組むこと</p>	<p>家庭系ごみは、これまでの取組に加え、廃プラスチックの分別と再資源化への検討を進めます。事業系ごみは、再資源化に関する情報発信や助言に努めます。</p>		
<p>家庭系ごみの再資源化</p>	<p>市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収の促進により再資源化を促進します。 ・プラスチックごみの分別を検討します。 ・雑がみの周知を強化します。 ・ごみ分別アプリの普及啓発に努めます。 ・ごみ収集袋へのバイオマスプラスチックの採用を供給力・性能・コストなど多面的に検討します。
<p>事業系ごみの再資源化</p>	<p>市民</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。 ・拠点回収や店頭回収を積極的に活用します。 ・雑がみを分別し、回収に協力します。 ・小型家電の拠点回収、店頭回収で回収に協力します。 ・ごみ分別アプリを活用してごみを再資源化します。
	<p>事業者団体</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・小売店舗などは、店頭回収や消費者ヘリサイクルを呼びかけるなど、再資源化の推進に取り組みます。
	<p>市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。 ・雑がみの周知を強化します。 ・茨木市が発注する工事の設計・施工では、工事で使用する資材、発生する建設副産物等は、場内流用、工事間流用もしくは、再資源化施設への搬出を行い、資源の循環に努めます。
	<p>市民</p>		<p>—</p>
	<p>事業者団体</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。

環境指標（案）	ごみ処理残渣再資源化物回収率等 ※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。
---------	--

取組方針（3-3）ごみの適正処理の推進

現状と課題	<p>ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、施設の整備（長寿命化を含む。）、広域処理を計画しました。令和5（2023）年4月から茨木市環境衛生センターで摂津市摂津市の廃棄物も処理しています。ごみ処理施設の集約により、効率的な運用・処理が実現しました。また、平成27年（2015年）7月に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結しました。これにより、災害発生時に施設の処理能力の低下等により処理が困難になった場合、近隣自治体に収集運搬及び処理の支援を要請できるようになりました。</p> <p>ごみの収集から処分に至るまでの適正処理に努めるとともに、ごみ処理施設の効率的な運転及び経費の抑制に努める必要があります。</p>	
めざすべき姿	<p>ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコスト等の抑制を図られています。</p>	
取組むこと	<p>ごみが適正に分別収集されるように市民・事業者等との連携を図ります。また、ごみの収集から処分に至るまでの方法や経費負担のあり方について検討するとともに、ごみ処理施設の計画的な整備と効率的な運転に努めます。そして、安定的で円滑な広域処理に努めます。</p>	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の方針を長寿命化とし、長寿命化工事を計画的に進めます。 ・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 ・令和23年度(2041)年度の稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、地球温暖化対策、災害対策等を考慮して、あり方や仕様を検討します。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努めます。 ・事業者やボランティアとの連携を進めます。 ・市が行う工事の施工は、民間の土木・建築事業者との委託・請負契約によって行われます。市は、施工による環境への影響を最小限に抑えるために、業者等の適切な選定及び監督・指導を行います。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、食品ロス削減によりごみの発生抑制に努めます。 ・災害廃棄物ハンドブックの理解に努めるとともに、災害時は市からの案内等を確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。

	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。 ・一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて適正に処理します。
環境指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人あたりの収集経費 ・市民1人あたりの処分経費 <p>※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>	

④ SDGs の位置付け



5.4 基本施策（4）生活環境

① 施策の必要性

事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、良好な生活環境を維持するため、引き続き対応を図る必要があります。また、生活排水への対策や事業活動に伴う騒音、悪臭などの環境問題の改善や、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設設置による周辺環境への影響などの環境問題についても、引き続き対応を図る必要があります。

また、標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築等により機能を保全する必要があります。

さらに、快適な生活環境を確保するため、引き続き、市民マナー意識の向上を図る必要があります。

② 施策の方向性

大気・水環境等の環境監視による環境の把握と事業者に対する指導に努めるとともに、下水道や公設浄化槽による整備により生活環境の保全の推進に努めます。

また、老朽化した管路等施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。

さらに、意識啓発により市民一人ひとりのマナーが向上し、いごこちの良い生活環境を保ちます。

③ 取組内容

取組方針（4-1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

現状と課題	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続する必要があります。 標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築等により機能を保全する必要があります。 また、公共下水道や公設浄化槽の整備が進んでいますが、接続促進及び水洗化促進による生活排水対策を進める必要があります。
めざすべき姿	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。また、事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。

	<p>生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づき、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。</p> <p>老朽化した管路等施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。また、生活排水対策が必要な箇所については、公共下水道や公設浄化槽による整備を行うとともに、接続促進及び水洗化促進により生活環境の改善を図ります。</p>	
<p>取組むこと</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。 ・大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。 ・道路騒音の環境基準達成率が低い路線は、管理者に改善を働きかけます。 ・環境基準の超過が続いている光化学オキシダントは、対策として、法令に基づく規制、府によるNOx, VOCの排出抑制に係るガイドラインの推奨を継続実施します。 ・老朽化した下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築、更新を実施します。また、下水道未整備箇所については、公共下水道や公設浄化槽の整備を進めます。
	<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。 ・補助制度を利用した雨水貯留タンクを設置します。 ・市民と行政が一体となって環境美化活動（水路・河川の清掃等）を推進します。 ・公共交通機関や自転車等の利用に努めます。
	<p>事業者 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の対象となる事業所は、法令等を守り、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。
<p>環境指標（案）</p>	<p>事業所における化学物質排出量 環境保全協定の締結率 等 ※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。</p>	



取組方針（4-2）化学物質等による環境リスクの低減

現状と課題	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないように、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。		
めざすべき姿	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。		
取組むこと	化学物質を取り扱う事業所に対しては、P R T R制度に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定を締結して周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。		
	化学物質による環境リスクへの対応	市	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境への排出量の把握と事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進により、環境保全上の支障を未然に防止できるよう、P R T R制度の適正な運用を進めます。 大規模災害発生時の環境保全上の支障を未然に防止するため、事業所における化学物質管理計画書の作成を促進します。
		市民	—
		事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、P R T R法に基づく届出を行うとともに、化学物質の自主的な適正管理に努めます。 化学物質を取り扱う事業所は、環境保全上の支障を未然に防止するため、化学物質管理計画書を作成します。
	遺伝子組換え実験等による環境リスクへの対応	市	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイエンス系施設の設置に際し、遺伝子組換え実験等が環境に影響を及ぼすことがないように、生活環境の保全に関する条例に基づき指導を行います。
		市民	—
事業者団体		<ul style="list-style-type: none"> ライフサイエンス系施設の設置者は、周辺の環境に影響を及ぼさないよう市と環境保全協定を締結し、これを順守します。 	
環境指標（案）	事業所における化学物質排出量 等 ※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。		

取組方針（4-3）快適環境の保全

現状と課題	生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが発生しており対策が必要です。 ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。	
めざすべき姿	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。	
取組むこと	モラル・マナーの向上のため、路上喫煙やごみのポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。また、ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。	
	市	<ul style="list-style-type: none"> 路上喫煙防止の周知・巡回・啓発活動を行い、路上喫煙者の減少に努めます。 不法屋外広告物の撤去、空き地の管理指導、野焼行為の指導、市内一斉清掃等を継続して実施します。 不法投棄のパトロール・看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止に取り組みます。 ペットの適正飼養を普及啓発します。 飼い猫の避妊・去勢手術の補助を行います。 飼養者不明の動物やハト等野生動物へのみだりな餌やりをしないよう普及啓発します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 飼い犬登録、狂犬病予防注射接種に努めます。 犬糞の持ち帰りに努めます。 飼い猫の室内飼育に努めます。 ペットの適正飼養に努め、放棄・放逐は担当部署に相談します。
	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> 市と協力して飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。
環境指標（案）	市内一斉清掃参加者数 ※後頁掲載の環境指標と最終合わせます。	

④ SDGs の位置付け



確認中です。

審議会で提示(別紙)予定です。

現在確認中です。

審議会で提示(別紙)予定です。

確認中です。

審議会で提示(別紙)予定です。

確認中です。

審議会で提示(別紙)予定です。

第6章 計画の着実な推進

6.1 計画推進の仕組み

①庁内体制

市は、環境基本計画に記載した施策を総合的に推進するため、庁内体制を構築し、具体的な方策を検討します。

②環境審議会

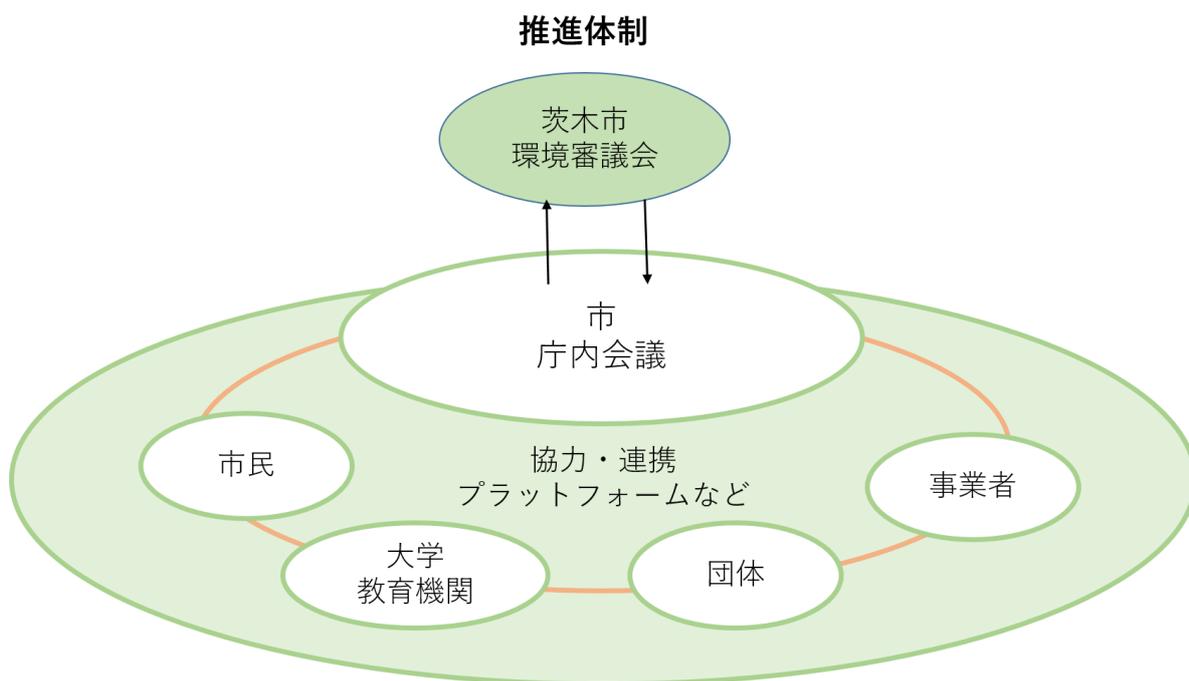
環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議するために設置されています。学識経験者や市民・事業者の代表で構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告をうけ、助言等を行います。

③市民・事業者・市の協力

- ・市民・事業者・市が情報共有しながら計画を推進する場として「プラットフォーム」を活用します。
- ・各主体が役割に応じて主体的に取り組を進めます。
- ・市は、市民や事業者による取組と積極的に連携を図ります。
- ・市は、市民や事業者と大学・教育機関が連携した取組を支援します。

④広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、環境づくりに関する国、府、関係市町等との連携を進めます。



6.2 計画の進行管理

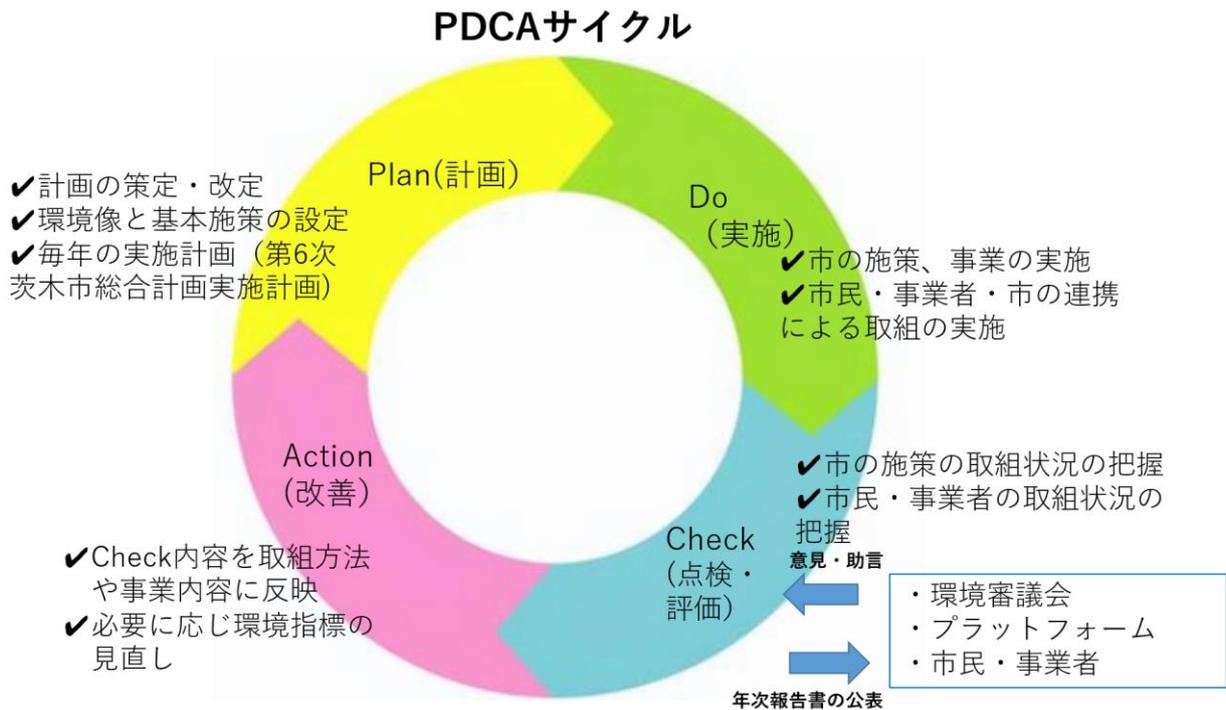
本計画の推進状況について、環境基本条例第10条に基づく年次報告書によって公表します。また、環境審議会では、その評価を行い、次の取組につなげていくための助言を行います。

(1) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表

- ・各施策の取組状況を把握し、環境指標等により評価することで進捗管理を行います。
- ・各施策の取組状況については、年次報告書において公表・周知を図ります。

(2) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表

PDCAサイクル（Plan(計画)-Do(実施)-Check(点検・評価)-Action(改善)）による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。



資料編

- 1 茨木市環境基本条例
- 2 茨木市環境審議会規則
- 3 茨木市環境審議会委員名簿
- 4 茨木市環境審議会の開催状況
- 5 茨木市環境審議会の答申

用語解説

1 茨木市環境基本条例

平成15年3月31日

茨木市条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水とみどりに恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。

(2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。

(3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。

(4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(茨木市の環境保全に関する条例の廃止)

2 茨木市の環境保全に関する条例（昭和47年茨木市条例第28号）は、廃止する。

2 茨木市環境審議会規則

平成15年3月31日

茨木市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市環境基本条例（平成15年茨木市条例第27号）第24条第8項の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会長は、部会における審議の経過及び決定事項を会長に報告しなければならない。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

8 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会長又は部会の部会長が必要と認めたときは、委員以外の者をそれぞれの会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会及び部会の庶務は、産業環境部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

3 茨木市環境審議会委員名簿

(委員 12名)

令和6年4月1日現在

氏 名	備 考
泉本 幸男	市民委員
岩淵 善美	平安女学院大学教授
大岩 賢悟	市民ボランティア
金谷 健	滋賀県立大学名誉教授
狩野 尚美	大阪友の会 北摂方面
久米 辰雄	元 京都工芸繊維大学特任教授
小林 春菜	株式会社フォーシーカンパニー
諏訪 亜紀	京都女子大学教授
田中 耕司	兵庫県立大学大学院客員教授
野田 宏明	東洋製罐株式会社 茨木工場
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学副学長
山田 俊一	市民委員

※五十音順

4 茨木市環境審議会の開催状況

5 茨木市環境審議会の答申

用語解説

※1 プラットフォーム 「茨木市地球温暖化対策実行計画」を推進するため、市民・事業者・学

※2

※3

※4

※5

※6

※7

用語解説：

第4回審会議(原案)で提示

かを実施し、環境にやさしい店づくりに取り組んでいる市内の次の店舗を、茨木市エコショップとして認定しています。(3-1)